

令和2年3月11日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 16:27

【 案 件 】

1. 議案第5号 令和2年度 飯塚市一般会計予算

○委員長

ただいまから、令和2年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。審査の方法といたしましては、「審査順序」のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はその都度、お諮りしていきます。

次に、執行部から議案の補足説明を受け、各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は4つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出・歳入の両方にまたがるものについては、歳出のほうで質疑をお願いいたします。

次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を行います。

次に、各款、各条にまたがる質疑及び答弁を保留した質疑を総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。

以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。

次に、2月25日開催の本委員会において決定しました質疑の持ち時間制について、改めてお知らせいたします。

委員1人当たりの質疑時間は50分とし、残時間の通知については、モニターに随時表示いたしますとともに、各委員の質疑の持ち時間が5分を切ったときには、私よりお知らせいたします。

次に、審査は午後4時をめぐりとし、おおむね1時間ごとに休憩を入れたいと思っておりますので、審査が円滑に進みますよう、委員ならびに執行部各位のご協力をよろしくお願いいたします。

なお市長から、本日、急遽、午後1時から新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催したため、午後からの再開をおくらせてほしい旨の申し出がっております。つきましては、午後からの委員会は、午後2時再開とさせていただきますので、ご了承願います。

また、東日本大震災が発生して9年目となりますが、本日、3月11日は東北地方太平洋沖地震が発生した日であり、発生時刻の14時46分が近づきましたら、委員会を休憩いたしますので、委員並びに職員の皆様におかれましては、当該時刻における黙とうにご協力をお願いいたします。

次に、審査を行います過程で、案件に関係のない職員は、事務に支障を来すことがないように、各職場で業務に当たっていただくようお願いいたします。特に、新型コロナウイルス感染症対策に当たっている職員におかれましては、市民の健康と安全を最優先に考え、万全の体制で取り組んでいただくよう、重ねてお願いいたします。委員におかれましても、その点をご理解いただきまして、委員会の進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。

あわせて、執行部の皆さんに要望しておきます。本委員会がスムーズかつ能率的に運営できますよう、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、はっきりと的確な答弁

をされるよう努めてください。

それでは、「議案第5号 令和2年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。執行部にお尋ねいたします。各委員から要求がおります資料は提出できますか。

○財政課長

資料要求につきましては、各課にまがりますので、財政課でお答えさせていただきます。要求のありました資料は、全て提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料の準備ができておりますので、サイドブックに掲載いたします。暫時休憩いたします。

休 憩 10:04

再 開 10:04

委員会を再開いたします。

それでは、執行部に補足説明を求めます。

○財政課長。

「議案第5号 令和2年度 飯塚市一般会計予算」の概要について、説明させていただきます。

「令和2年度当初予算資料」3ページの「当初予算集計表」をお願いいたします。一般会計で689億9600万円を予算計上しております。令和元年度と比較いたしますと、40億5600万円、率にして6.2%の増でございます。

4ページの「当初予算概要書」をお願いいたします。予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページ番号を記載いたしております。このうち、新規事業と令和元年度当初予算と比較して増額が大きい項目の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入でございますが、歳入の約21%を占める市税は、市民税で、法人市民税の税制改正に伴う減などにより8730万6千円の減を見込んでおりますが、固定資産税で、建物の新築・増築の増、設備投資の増などにより2億8475万2千円の増を見込み、市税総額では前年度比1億2427万4千円増の143億3168万1千円を見込んでおります。地方譲与税から地方特例交付金につきましては、国が公表する地方財政計画の伸び率などを勘案して計上いたしております。このうち、法人事業税交付金は、法人市民税の税制改正に伴い新設されたもので、1億円を見込んでおります。歳入の約23%を占める地方交付税の普通交付税は、合併算定替の段階的縮減などによる減少が見込まれるものの、幼児教育・保育の無償化の影響額の一部が普通交付税措置されることによる増などの増加要因を勘案いたしまして、137億円を計上いたしております。市債の項目に記載しております臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税の総額は、前年度予算比4500万円増の150億200万円を見込んでおります。

5ページをお願いいたします。分担金及び負担金では、幼児教育・保育の無償化による保護者負担金の減などにより、前年度比3億9643万7千円減の5億6162万7千円を見込んでおります。

5ページから7ページにかけて記載いたしております歳入の約29%を占める国庫支出金及び県支出金では、令和2年度に実施予定事業の国・県の負担金、補助金などを計上し、合計で前年度比9億4904万3千円増の199億7056万6千円を見込んでおります。

7ページをお願いいたします。下の方に記載いたしております財産収入の市有土地売却収入では、売却いが可能な土地が減っていることなどから、前年度比△4億3297万1千円減の

1億5千万円を見込んでおります。

8ページをお願いいたします。寄附金のふるさと応援寄附金は、令和元年度の決算見込額などを勘案しまして、前年度比2億8千万円減の14億円を見込んでおります。繰入金の財政調整基金繰入金は、財源調整で前年度比13億7164万5千円増の25億9216万4千円とし、ふるさと応援基金繰入金は、令和元年度に積み立てた基金の一部を令和2年度事業に活用する分と、令和2年度の事務経費分の合計で13億4458万3千円といたしております。

8ページから9ページに記載いたしております市債につきましては、令和2年度実施予定の交流センター整備事業・筑穂保育所整備事業・体育館等建設事業などに市債の活用を予定しており、市債の総額で前年度比9億5390万円増の62億990万円を見込んでおります。

9ページをお願いいたします。次に、歳出でございますが、一般会計及び特別会計の職員人件費の総額は、退職者及び新規採用者等の人件費の影響などを勘案し、74億4259万5千円を計上いたしております。歳出の約13%を占める総務費は、前年度比7億4120万9千円増の88億3339万5千円、率にして9.2%の増といたしております。一般管理費の訴訟対応費では、顧問弁護士を2名体制とするため、顧問弁護士委託料を前年度比117万円増の231万9千円計上し、10ページの契約管理費では、電子入札に取り組む経費の増などにより、前年度比348万6千円増の484万5千円を計上いたしております。企画費の目尾地域振興基本計画事業費では、旧目尾小学校のプールを解体し駐車場を整備する経費として6540万円の新規計上、国際化推進事業費では、外国語及び手話通訳機能を備えた多言語通訳端末の借上料43万1千円を新規計上、ふるさと応援基金管理費では、ふるさと応援寄附金全額を、一旦、基金に積み立てたうえで活用するため、ふるさと応援基金積立金14億円を新規計上いたしております。

11ページをお願いいたします。地域振興費の菰田・堀池地区活性化事業費では、飯塚駅周辺整備基本計画策定支援委託料など、4450万4千円を計上し、移住支援事業費では、県補助金を活用して、東京23区からの移住支援事業助成金など、1001万1千円の新規計上、協働のまちづくり応援事業費では、市民活動団体等が実施する先駆的なまちづくり事業に対し補助金を交付する経費として、312万4千円を新規計上いたしております。

12ページをお願いいたします。交流センター費では、令和2年度に実施いたします6つの交流センターの整備事業費、12億8259万円を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。歳出の約46%を占める民生費は、前年度比9億771万9千円増の319億2509万5千円、率にして2.9%の増といたしております。高齢者福祉費の認知症高齢者等個人賠償責任保険事業費では、徘徊SOSネットワークに登録されている認知症高齢者等を対象に、第三者に対する損害賠償にかかる損害賠償責任保険料を公費負担する経費、41万3千円を新規計上いたしております。障がい者福祉費の障がい児通所支援事業費では、前年度比2億76万9千円増の8億7064万4千円を計上し、14ページの障がい者自立支援給付事業費では、前年度比9456万5千円増の34億1140万円を計上いたしております。児童福祉総務費の子ども医療費では、令和2年10月より通院助成を中学1年生から中学3年生まで拡充し、3億9249万2千円を計上いたしております。

14ページから15ページに記載したしております児童措置費の私立保育所等保育措置事業費では、幼児教育・保育の無償化による施設型給付費や施設等利用給付費の増などにより、前年度比1億7933万6千円増の36億3189万5千円を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。母子父子福祉費の養育費保証促進事業費では、ひとり親家庭における養育費の履行確保を目的に、保証会社と養育費保証契約を締結した方に対し保証契約料を補助するもので、30万円を新規計上いたしております。

16ページをお願いいたします。保育所費の筑穂保育所整備事業費では、建てかえにかかる整備工事など、5億8402万円を計上いたしております。扶助費の生活保護扶助費では、生

活保護率の減少傾向に伴い、前年度比2億2607万4千円減の95億1942万1千円を計上いたしております。衛生費は、前年度比2億4021万6千円増の53億6019万4千円、率にして4.7%の増といたしております。健康づくり推進費の歯周病検診事業費では、県補助金を活用して、身体的なフレイルや筋力低下のリスクを高める口腔機能の低下を早期に発見し、適切な対応を促すため、60歳・70歳の方を対象に歯周病検診を実施する経費、388万1千円を新規計上し、妊娠・出産包括支援事業費では、国庫補助金を活用して、産後4カ月未満の母子を対象に心身のケアサポートを実施する経費、355万6千円を新規計上いたしております。

17ページをお願いいたします。中段あたりの斎場費、それと下段のほうの清掃総務費の衛生施設組合費に記載しておりますふくおか県央環境広域施設組合負担金は、斎場、清掃工場、リサイクルプラザ、環境センターの維持補修経費の増などにより、合計で前年度比1億4625万4千円増の21億2471万7千円を計上いたしております。病院費の飯塚市立病院整備事業費では、東棟と北棟の改修にかかる補助金5890万円を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。農林水産業費では、前年度比6392万8千円減の10億4738万5千円、率にして5.8%の減といたしております。農業振興費の農業振興事業費では、持続可能な地域農業の確立、多様な担い手の育成・確保のため、各種補助制度にかかる経費を計上し、その他の農業振興費の有害鳥獣駆除対策事業費では、駆除1頭当たりの補助単価の増など、1397万5千円を計上いたしております。農業施設費の防災重点ため池ハザードマップ作成事業費では、県補助金を活用して2千万円を新規計上いたしております。

19ページをお願いいたします。中段あたりの林業振興費の森林整備基金管理費では、令和元年度創設の森林環境譲与税を基金に積み立てるため、2242万1千円を新規計上し、すぐ上のほうに記載しております放置竹林対策事業や森林整備事業などに活用するものでございます。林業施設費の林業施設費では、筑穂地区の竹ノ尾林道における倒木の撤去費用など、2874万3千円を計上いたしております。商工費は、前年度比8億9243万円減の6億8414万7千円、率にして56.6%の減といたしております。商工業振興費の筑前茜染活用事業費では、伝統ある茜染に必要な茜草育成や染め物の技術継承を目的とした指導者謝礼金、茜染を活用した製品のブランド化を目的とした委託料など、201万5千円を新規計上いたしております。

20ページをお願いいたします。中段あたりの地域雇用活性化推進事業費では、雇用活性化の推進にかかる飯塚地域雇用創造協議会負担金3587万4千円を新規計上いたしております。観光費の広域観光振興事業費では、嘉飯桂地区の観光施設を活用した観光ルート策定委託料402万1千円を新規計上し、いづかスポーツ・リゾート管理費では、開館式典の費用を含む407万円を新規計上いたしております。

21ページをお願いいたします。土木費は、前年度比8524万円増の35億1690万3千円、率にして2.5%の増といたしております。土木総務費の住宅取得移住奨励事業費では、国の交付金を活用して、新築・中古を問わず住宅取得の上、筑豊圏域以外から転入する方に対し、1世帯当たり100万円、15歳以下の子ども1人につき10万円を加算して補助する経費、4505万円を新規計上し、戸建て中古住宅取得補助事業費では、補助対象物件の築年数を15年以上から10年以上に変更しまして、2千万5千円を計上いたしております。道路橋りょう新設改良費の各所新設改良事業費では、第2出雲線道路改良にかかる経費など、6253万4千円を計上いたしております。街路事業費の県道新飯塚潤野線整備事業費では、県負担金1億567万5千円を計上し、22ページの南尾平恒工業団地線整備事業費では、測量設計委託料631万1千円を新規計上いたしております。公園費の相田公園整備事業費では、相田公営住宅建替事業に伴う移転整備の設計委託料など5983万6千円を新規計上いたしております。下水道費の浸水対策事業費では、総額で前年度比1億2207万7千円増の4億

6169万5千円を計上しており、農業土木費等で計上している分も合わせた浸水対策事業の総額は5億969万5千円といたしております。住宅建設費の相田公営住宅建替事業費では、国の交付金を活用して、2240万6千円を計上いたしております。

23ページをお願いいたします。消防費は、前年度比6010万2千円減の16億444万2千円、率にして3.6%の減といたしております。常備消防費の飯塚地区消防組合費では、組合に対する負担金を12億6734万4千円計上いたしております。消防施設費の飯塚方面隊第5分団横田分隊車庫等建替事業費では、4953万8千円を計上いたしております。災害対策費の止水板設置費補助金交付事業費では、建物内が浸水することを防ぐ止水板の設置に対する補助金300万円を新規計上いたしております。

歳出の約13%を占める教育費は、前年度比30億4038万9千円増の89億1357万円、率にして51.8%の増としています。事務局費の旧教育施設管理費では、旧鎮西中学校の周辺環境影響調査委託料、旧潤野小学校の測量委託料、旧穂波東中学校解体工事など、前年度比1億9268万3千円増の2億1480万7千円を計上いたしております。小中一貫教育推進事業費では、小中一貫教育全国サミットを本市で開催するため、実行委員会負担金270万円を新規計上いたしております。

24ページをお願いいたします。項、小学校費、学校管理費の小中学校間ネットワーク再構築事業費では、学校間のネットワーク更新費用として1億6875万9千円を新規計上し、25ページの項、中学校費においても、8882万1千円を新規計上いたしております。項、小学校費、教育振興費の教育用情報機器整備事業費では、電子黒板、タブレット型パソコン、デジタル教科書の整備費用など、前年度比1億4342万6千円増の2億5845万8千円を計上し、25ページの項、中学校費においても前年度比5427万8千円増の8023万円を計上いたしております。

25ページをお願いいたします。一番下に記載しております項、中学校費、教育振興費の部活動指導員配置事業費では、従前の部活動外部指導者謝礼金のほか、顧問教員に代わり指導や引率などを行うことができる部活動指導員の雇用経費など、393万6千円を計上いたしております。

26ページをお願いいたします。幼稚園費の幼稚園教育振興事業費では、幼児教育・保育の無償化による施設型給付費や施設等利用給付費の増などにより、前年度比4億5132万3千円増の10億4871万9千円を計上いたしております。文化財保護費の古代山城サミット開催事業費では、古代山城サミットを本市で開催する経費266万5千円を新規計上し、27ページの鹿毛馬神籠石保存整備事業費では、保存整備工事など6178万6千円を計上いたしております。文化会館費の文化会館整備事業費では、施設の大規模改修に係る経費6620万7千円を計上いたしております。保健体育総務費のパラリンピック事前キャンプ地支援事業費では、南アフリカ共和国の車いすテニス及び水泳チームの事前キャンプの支援経費629万5千円を計上し、東京オリンピック・パラリンピック関連事業費では、聖火リレー・聖火フェスティバルの実施経費1784万5千円を新規計上いたしております。保健体育施設整備事業費の健康の森公園多目的広場改修事業費では、駐車場と芝生広場の拡張にかかる経費、7386万3千円を新規計上し、市民運動公園テニスコート施設整備費では、改修にかかる測量設計委託料、1008万5千円を新規計上し、穂波市民プール施設整備費では、屋根撤去工事など1845万円を新規計上し、筑穂体育館施設整備費では、前年度比1億5118万2千円増の2億744万1千円を計上し、28ページの筑穂野球場施設整備費では、防球ネット設置にかかる工事費2490万円を新規計上し、体育館等建設事業費では、展示作品制作に係る経費や建設工事など、前年度比23億9890万4千円増の25億949万5千円を計上いたしております。

歳出の約10%を占める公債費は、前年度比5900万8千円増の66億9749万円を計

上いたしております。

継続費は、二瀬交流センター整備事業につきまして、令和3年度までの年割額の限度額を定め、後年度分の予算執行の調整を図るため設定するものでございます。

繰越明許費は、旧目尾小学校跡地整備工事以下5件につきまして、年度内に事業完了が見込めない事由により設定するものでございます。

債務負担行為は、予約乗合タクシー受付業務委託料以下12件につきまして、債務が後年度にまたがりますので設定するものでございます。

46ページ以降に一般会計等の前年度との比較資料等を添付しております。資料の説明は省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款の質疑に入ります。

まず、第1款、議会費及び第2款、総務費の質疑を許します。初めに、質疑通告されております。63ページ、一般管理費、職員給与費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

音楽大学設置調査担当参与について、報酬はこの予算書のどこにあるか、お尋ねします。

○秘書課長

3月9日に開催されました総務委員会で報告いたしましたとおり、福岡音楽大学の飯塚市内での設立につきましては、現状では断念せざるを得ないという判断に至りました。したがって、令和2年度には音楽大学調査担当参与は、配置はいたしません。

○人事課長補佐

令和2年4月1日より施行されます地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、地方公共団体の非常勤特別職の任用制度体系が厳格化されます。その中の参与の職でございますが、通達によりますと、専門的な知識、または識見を有する者がつく職であって、当該知識経験、または識見に基づき助言、調査、診断、その他総務省令で定める事務を行う者に限られるとされており、一般職時代の識見を有するという内容だけでは参与としての適用ができなくなったため、令和2年度から参与職であった職員の任用形態を再任用職員とし、一般職給に含めて計上しております。

○川上委員

この間の今回、参与の配置について不適切であったということですか。

○総務部長

ただいま人事課長補佐がご説明しましたように、今回、自治法の改正によりまして、会計年度任用職員制度が規定されました。その中において、参与というものの位置づけが、特別な識見等を持つものであれば参与というふうな取り扱いができますけれども、今まで私どもで設置しておりました参与がそのような要綱には該当いたしておりませんので、再任用職員として給与を今回は計上させていただいております。

○川上委員

今回、参与の配置について、不適切であったかとお尋ねしたわけです。

○総務部長

不適切というわけではございませんで、そういったことで法が変わりましたので、給与の組み方につきましては変えさせていただいております。音楽大学担当参与につきましては、音楽大学の設立について業務を行っていただいておりますので、適切と考えております。

○川上委員

私はそうは思いません。報道があります。学校法人、福岡市を希望、学校法人、継続運営が難しいと。学校法人名をお尋ねします。

○秘書課長

学校法人の名称についてでございますが、学校法人の名称を公開することにより、現在進行中の設立の会と学校法人の協議に支障が生じるおそれがありますので、非公開とさせていただきます。

○川上委員

それは、飯塚市の判断ですか。それとも相手側からの要望によるものですか。

○秘書課長

設立の会と市と協議して、そのようにしております。

○川上委員

学校法人は、名前を出してくれるなどとは言っていないんですね。

○秘書課長

某学校法人に対して確認はいたしておりませんが、先ほどご説明しましたとおり、現在進行中の協議でございますので、公開することにより、支障が生じると考えて判断をいたしております。

○川上委員

だれに付度しているんですか。

○秘書課長

繰り返しの答弁になりますけれども、設立の会と某学校法人との協議に支障が生じると考えておりますので、非公開とさせていただきます。

○川上委員

学校法人からは名前を言わないでくれと言われていないと。あなた方が付度しているカギカッコつきの、しているのは設立の会であるということが今の答弁でわかりました。

それで、追加資料の12ページから16ページにかけて詳細に経過のわかる資料を出していただいています。それで、これだけの詳細の中でわからないことが3つあります。1つは、相手側学校法人から飯塚市に無理という通告があった時期がわかりません。それから、飯塚市が無理だと断念した時期もわかりません。さらに、参与の解任時期がわかりません。この3点について、お答えください。

○秘書課長

学校法人から無理と言われた時期ということでございますけれども、昨年8月19日に設立の会と某学校法人、飯塚市による三者で協議を行っております。このときに、設立の会から某学校法人に対して、福岡音楽大学の設立に関する学校法人となっただけのよう依頼を行っております。このときに、某学校法人のほうから、大学を設立し運営を行っていくためには、立地場所が重要であると。そのためには、飯塚市ではなく、福岡市でなければ継続した大学運営は難しいというご意見がっておりますので、飯塚市での設立は難しいというふうに受けとめました。もう1点目の市が断念した時期はいつかということでございますが、これにつきましては、2月19日に市の内部で協議を行いまして、設立の会と某学校法人による福岡市内での設置に向けた協議の進展状況をかんがみながら、最終的に断念することを決定しております。参与の解任ということでございますけれども、参与の解任はいたしておりません。

○川上委員

いつするんですか。

○人事課長補佐

今のところ、任期は今年度末、3月31日となっております。

○川上委員

市長はこの2年間を振り返って、どういう教訓を得て新年度の市政運営に当たろうとしているのか、その教訓についてお尋ねします。

○市長

資料、そして担当課のほうから説明いたしましたとおり、この2年間、当初飯塚市に音楽大学が設立できること、それによって飯塚市そのもののイメージアップができるんじゃないか。また、新人音楽コンクールという歴史あるコンクールを有する市として、そのコンクールを中核として、音楽のまち飯塚というような未来を描けるんじゃないかというように考えて、この設立の会に協力するという形で、担当者を配置して取り組んでまいりました。復唱はいたしません、さまざまな実態調査や設立に向けての詳細を共同で作成していき、それが形となった時点で、幾つかの学校法人に折衝しましたが、なかなかうまくいきません、手ごたえがあるというように思いましたところに設立の会と力を合わせて折衝をしておりましたが、その過程の中で、継続的な経営をするということを見ると、立地的に飯塚市では難しい。できたら福岡市、もしくはその周辺でないと、というようなご回答をいただきましたので、本市としては、非常にそのような夢を持っておりましたので、残念ではありましたが、一旦、ここで断念をしようという決断をいたしました。この間、何を学んだかと。一番私が学びましたのは、私にとっても、そして、ここで働く市の職員にとっても、地元飯塚、もしくはふるさと飯塚はとても魅力的なまちであります、外から見たときには、交通の利便性や生活の利便性等々において、まだまだ克服すべき課題があるんだということを実感させられましたので、今後、より市内外から見て、魅力的で、そこで起業したい。そこで生活をしたいというまちになれるよう課題解決とあわせて、そのような目標を持って取り組みを進めていきたいという思いを強くしたところでございます。

○川上委員

私は違う教訓を今考えておるんですけど、市長の本物志向、未来へのチャレンジと今言われた教訓は、関係があるんでしょうか。

○市長

私は、文化とスポーツの振興により、交流人口を増加させ、そして、その方々をやがては飯塚市のファン、言いかえますなら関係人口とする中で、より魅力的な市にしたいと思っていました。その片方である文化の振興の核にしたいと思っておりましてこの音楽大学設立を断念せざるを得ないということは非常に痛手を感じております。それ以外のそれぞれの拠点整備による転入人口増への働きかけや、商都飯塚に復活できるような取り組みについて、あわせて進めていく中で、未来に残せる飯塚市にしたいと思っておりますし、それは未来志向ということでございます。そのようなことにチャレンジしていかないと、この地域の活力維持は難しいと考え、未来志向を持っております。本物志向と言いますのは、先日の議会でもお答えをいたしました、市民にとってさまざまな生活課題等々がありますので、それを丁寧の一つずつ解決していく、市民寄り添い型の市政運営であるというように考えております。

○川上委員

追加資料の中に、2月28日の段階で断念をするんだけど、できるだけ協力を今後もしていきたいという意向表明をしたのはなぜか。代わるものを何か考えているか。それから、3つ目に、今回予算にそういうものを計上しているか、3つあわせてお尋ねしていいですか。

○市長

協力したい、またすべきだと思いましたが、飯塚市に音楽大学が設立できなくても、福岡県内にできるんでありましたら、本市におけます子どもたちの進路の幅も広がりますし、そのような夢を持った子どもたちの自己実現にもつながっていくので、幅広く考えれば、協力すべきだと判断をいたしました。協力の形としましては、実態調査、そして新しい音楽大学の構想そのものを設立の会と飯塚市でつくり上げてきましたので、その構想は、今折衝中の学校法人、もしくはひょっとしてそこがうまく行かずに次のところとなったときにも、市と合わせてつくったものですが、そのことについてはどうぞ活用して、今後も設立に向けて頑張ってくださいというメッセージを発したところでございます。3点目の予算措置を上げてませんのは、一旦

市としては、市内にそのような大学設立をとすることを断念いたしましたので、新たな予算としては組んでおりません。

○委員長

次に、64ページ、一般管理費、人事管理運営事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

一般管理費、働き方改革推進事業費についてお尋ねいたします。まず、働き方改革の推進事業の概要について資料を提示していただきましたが、その内容についてご説明をお願いいたします。

○働き方改革推進室長

本事業につきましては、提出してある資料にも記載しておりますとおり、ワーク、ライフ、コミュニティのバランスを保ちながら、よりよい仕事ができる環境づくりを目指し、飯塚市働き方改革推進計画に基づく各種施策を展開するものでございます。具体的な事業としまして、働き方改革にかかる講演会の開催、業務の見直し、改善を検討、実施する部署、モデル部署を募り、業務再構築の視点による業務フローやマニュアル等を整理する。働き方改革にかかる先進地視察、働き方改革にかかる各種備品、消耗品の購入の4点を予算として上げております。なお、働き方改革に係るアンケートの実施や各種制度、ルールの整備等、予算を伴わない事業につきましては、適宜実施していくこととしております。

○兼本委員

働き方改革推進計画の中では、計画の推進について、前期、後期と分けて進めていくとございますけれども、令和2年度以降、どのように本事業が展開されていくのかお尋ねします。

○働き方改革推進室長

委員ご指摘のとおり、働き方改革推進計画におきまして、令和2年度から4年度までを前期、令和5年度から7年度を後期としまして、各期間での進捗管理をしつつ、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。前期では先ほど申し上げましたような、働き方改革にかかる講演会やリーダー養成研修等による職員の意識改革、モデル部署での業務改善の検討、実施及び効果検証、各種制度やルールの整備を主に進めていくこととしております。また後期では、前期の進捗状況やアンケート結果等を踏まえまして、業務内容を適宜検討、実施してまいりたいと考えております。

○兼本委員

この事業の目指す方向性は、どのようなことを考えていらっしゃいますか。

○働き方改革推進室長

働き方改革推進計画の9ページの中にビジョン及び方向性として記載しておりますが、意識、風土改革、業務改善、組織運営、制度運用の3つの改善項目を軸に、職員の意識改革、業務の見直し改善、多様な働き方の推進を基本的視点とし、冒頭に申し上げましたワーク、ライフ、コミュニティのバランスを保ち、多様な人材が活躍できる職場づくりを計画のビジョンとして、目指す目的として、よりよい行政サービスを提供することとしております。重要なのは生活と仕事の相乗効果を生むことであると考えておりまして、その循環がよくなるように計画を推進してまいりたいと考えております。

○兼本委員

この働き方改革推進計画の中でも、業務量の多さや時間外勤務の多さに関する意見が多かったようですけれども、やはり1人当たりの業務量がふえているという現状はあると思います。計画の最初にもありましたが、今後ますます行政サービスは多様で複雑になっていくと思います。働き方改革はもちろん進めていく必要がありますけれども、その中で真に職員が必要な場合は、目指す目的としてはよりよい行政サービスの提供ということですので、真に職員が必要な場合は、職員数そのものをふやすといったことも検討する必要があるのではないかというふうに思

っています。その点も含めた中で、本事業を進めていただくよう要望しまして、私の質問を終わります。

○委員長

次に、66ページ、一般管理費、行財政改革推進事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

一般管理費、行財政改革推進事業費についてお尋ねいたします。この事業内容はどのようなものなのでしょうか。

○財産活用課長

この予算で計上させていただいておりますのは、公共施設等のあり方に関する実施計画策定支援委託料でございます。事業内容としましては、本市では、将来の市民の負債とならない公共施設等の維持管理、適正配置の推進にかかる基本計画としまして、平成28年1月に第2次公共施設等に関する基本方針、公共施設等総合管理計画を、また、これに基づく公共施設等のあり方に関する第3次実施計画を平成29年7月に策定いたしております。当該計画の策定から5年が経過いたします令和2年度に中間見直しを行い、時間の経過に伴う基礎データ等の変化や国の指針の改定内容、長寿命化対策効果額の明示等を踏まえた計画の見直しを実施するものでございます。

○兼本委員

今回は、この計画の策定支援の委託料ということで上げられていらっしゃいますが、この委託業務の内容と委託先はどこになるのか、教えてください。

○財産活用課長

委託の業務の内容につきましては、大きく分けて3つの業務を委託いたします。まず、施設の劣化診断、次に長寿命化計画の策定、3番目に、現計画の進捗状況確認、再整理の各業務でございます。劣化診断につきましては、対象施設を抽出し、診断作業、診断カルテの作成を行います。次に、長寿命化計画の策定では、維持管理、更新費用について、より精緻化した数値を算出し、長寿命化計画の策定支援を行います。最後に、現計画の進捗状況確認、再整理では、施設所管課に対するヒアリングを実施いたしまして、施設カルテの更新作業、課題の整理、方針案の修正等を行います。委託先につきましては、公募型プロポーザル方式による選定を予定しております。

○委員長

同じく川上委員に質疑を許します。

○川上委員

この委託に当たって、本市として、このところを特によく考えるようにしてもらいたいという、そういう視点を示しているんじゃないかと思うんだけど、それをお尋ねします。

○財産活用課長

見直しに当たりましての視点につきましては、国が示しております公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針が平成30年2月27日付けで改訂されておまして、計画策定後も、個別計画に記載した内容の反映等について、不断の見直しを実施し、順次充実させていくことや計画に長寿命化対策の効果額を明示することなどが求められております。国の指針では、関連計画の策定を令和2年度までに行うことが要請されておりますが、本市の計画策定が早期であったため、効果額は明示しておりません。国の指針の改定内容を踏まえることに重点を置いた見直しを行う必要があると考えております。

○川上委員

例えば、最適化債などの活用をもくろむために、床面積の一律20%削減だとかいうような考え方でよいのかという問題もあるんだけど、住民のニーズ、利用者の要求に応えた形で柔軟

に考えようという発想はないのか、お尋ねします。

○財産活用課長

今回の中間見直しにつきましては、国の指針の改定を踏まえることに重点を置いた見直しを行うものでございまして、根本的な削減目標を見直すということまでは考えておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 56

再 開 11 : 09

委員会を再開いたします。次に、66ページ、一般管理費、顧問弁護士委託料について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

66ページ、顧問弁護士委託料で231万9千円が計上されています。説明の中で2人制をとりたいというふうな説明がございました。まず近年の相談件数及び訴訟を依頼した件数についてお聞かせください。

○総務課長

本市の顧問弁護士への相談件数でございますが、平成28年度が34件、平成29年度は24件、平成30年度が38件、令和元年度が2月末現在で45件となっており、近年増加傾向となっております。また、訴訟を行った件数は、平成28年度は3件、平成29年度が1件、平成30年度が3件となっております。

○江口委員

今回、顧問弁護士2人制を導入した理由並びに県内の他の自治体の動向についてお聞かせください。

○総務課長

まず県内の状況でございますが、県内の他市の状況につきましては、平成29年に調査したデータでございますが、2名以上の顧問弁護士を行っている自治体は12団体、弁護士を1名置いている自治体が11団体、弁護士をおいていない自治体も4団体ございます。また、雇用形態につきましては、任期付職員が4団体、本市と類似の委託契約が16団体、その他が3団体となっております。顧問弁護士を2名制にしようとした理由でございますが、昨年12月議会におきまして、庄内温泉筑豊ハイツ再整備における変更契約議案を提出いたしました折に、瑕疵責任に関する本市の方針を決定するに当たり、やはり複数の弁護士に意見を求めることができる体制が必要であることを認識いたしました。またさらに、近年の法律相談件数の増加への対応策もあわせて検討いたしました結果、顧問弁護士を2名体制にすることにより、各部署から寄せられる法律相談に対し、迅速にまた複雑な案件の際には、もう1人の弁護士からの意見を聞く、いわゆるセカンドオピニオン制度を導入することで、より充実した体制の構築を目指したものでございます。

○江口委員

理由の中で、セカンドオピニオンという話がありましたが、セカンドオピニオンでやりたいのであれば、顧問弁護士ではなく、ある意味関係のないところ弁護士にお聞きするというほうが適当なのかなと思ったりもします。そうは言いながら、法的な部分の検討が深まるのは大切なことだと思っておりますが、片方で任期付採用というところもございまして。隣の直方市に関しては、前の市長の方針で任期付として、たしか2人を採用してお一人は福祉部門に張りつけた話等も聞いております。そういった自治体の動きについて、どのようにお考えになっておられるのか、把握しておられるのかお聞かせください。

○総務課長

今、質問がおっしゃったとおり、直方市のほうでは、任期付職員として弁護士2人を雇用し

ております。以前は、お一人お一人、どういった部署でどういった任務ということで分けていたようですが、最近ちょっとお話をお伺いしますところ、今のところ、この人がここというようなことはされていないというふうに聞いております。2人を置くことによりまして、業務上の法的課題の解決に向けた職員への助言等を行っているというふうに伺っております。また、近年の複雑化、そして高度化する行政課題及び緊急課題を速やかに解決すべく、全国的にも弁護士を職員として雇用する自治体がふえつつあることも承知いたしております。この弁護士を雇うということのメリットでございますが、やはり弁護士が職員として身近にいることというのは、気軽に相談することができるという点に尽きると考えております。その他、行政の内部情報に精通し、迅速な対応が可能となる点もメリットであるというふうに言われております。この点につきましては認識をいたしております。

○江口委員

今の認識のように有益な部分はかなりあると思われるわけですね。今回、顧問弁護士の2人制を導入に当たり、この任期付職員としての採用については、どのように検討されたのかお聞かせください。

○総務課長

任期付職員として弁護士を採用することにつきましては、2年ほど前に福岡県弁護士会館におきまして開催されました自治体任期付公務員イベント等に参加いたしまして、九州エリアで実際に働いていらっしゃる任期付弁護士の方々や自治体で担当されている職員の方々から興味深いお話をお聞かせいただいております。また、本年2月の職員を対象といたしました民法研修におきましては、明石市の自治体内弁護士の方を講師としてお招きをいたしましたが、せっかくの機会でございますので、自治体における弁護士の雇用についていろいろとお話を聞かせていただいております。このように種々検討する中で、本市の現在の法律相談の状況からいたしまして、まず顧問弁護士事務所が市役所から徒歩2分程度の近距離にあって、利便性がよいこと、また緊急の案件の場合にも便宜を図っていただくなど、迅速な対応をしていただいておりますことから、来年度は、顧問弁護士2名体制でという結論に至ったものでございます。

○江口委員

現在顧問弁護士をしていただいている方の事務所は直近ではあると思うんですが、もう一人の方はどこなのかなあと思ったりもいたします。メリットがあるんだけど、こうやったということであるんですが、訴訟対応もそうなんですが、もっと手前で、きちっと相談しなくてはならないことが多々あるんだと思います。そういったこと考えると、弁護士を任期付採用で確保すること。もしくは任期付から、さらに正規の職員として変えていった自治体とかもございませう。そういった内部で確保することはしっかりやるべきであると思うんですが、その点についてはいかがお考えですか。

○総務課長

私どももどのようなやり方が今の本市にとって最善であるかということ念頭に置きまして、引き続き任期付職員として弁護士を採用することにつきましても、重要な一つの方策として、関係部署とともに、実際に活用されている自治体からさらにお話を聞かせていただくなどして研究検討していかねばならないというふうに考えております。

○江口委員

できるだけ前の段階でと言ったのは、昨日であったりとかその前の委員会の審議の中でも、提案した議案で法的な検討が不足しているものが幾つも見られるわけです。そういったことを考えると、ちゃんとその部分をもっともっと分厚くすることは必要な作業だと思っておりますので、早々に検討して実施していただきたいとお願いをしておきます。

○委員長

次に、67ページ、一般管理費、その他の一般管理費について、鯉川委員の質疑を許します。

○鯉川委員

67ページ、その他の一般管理費、表彰条例費の記念品料とは、毎年行われています市勢振興功労者表彰の記念品代かと思いますが、毎年何名ぐらいの方が表彰されておられますでしょうか。

○総務課長

そのとおりでございます。飯塚市表彰条例に基づきまして、毎年11月3日に実施いたしております飯塚市市勢振興功労者表彰における受賞者の皆様への記念品代でございます。この表彰制度は平成23年から実施しております。これまで延べ215名7団体の方々を表彰いたしております。また、年度によってばらつきはございますが、平均いたしますと毎年25名程度を表彰いたしております。

○鯉川委員

毎年25名、多くの方が表彰されているようでございますが、表彰される方々はどのようにして決定されているのか教えていただけますでしょうか。

○総務課長

表彰につきましては、長年、地方自治や住民自治等の分野に携わってこられた方々を表彰する功労表彰、それから人命救助など善行が特にすぐれている方などを表彰する善行表彰、学術、文化、スポーツ等において業績顕著な方などを表彰する市民荣誉賞がございます。これに該当する方がいらっしゃる場合につきましては、毎年8月中旬までに提出されました表彰内申及び推薦書に基づき、表彰条例に規定する飯塚市表彰審査会の審査を経て、受賞者を決定いたしております。

○鯉川委員

受賞者は審査会で決まるということでございますが、まずは内申してもらって候補者にならないといけないということですね。我々議員のように任期がある職についている人などは、市役所の関係部署が把握できていて、基準を満たしたらその方を内申するということだと思いますが、例えば各地域で長年ボランティア活動されている方などがいらっしゃると思いますが、私はそういった方々こそを表彰の対象になるべきだと思いますが、そういった方々の場合はどうなるのでしょうか。実際、市役所がどれだけ把握できているのか、本当は表彰されるべき方が漏れていないのかなど心配に思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長

おっしゃるように、行政委員等は就任時期や任期により表彰の基準である在職期間を把握することができますので、基準を満たせば関係部署から市長へ内申されます。しかし、地域で活動されてる方などは、私どものほうで把握できていれば、同様に内申されますので問題はございませんが、そうでない場合もあるのではないかと思います。そのような場合を含め、市民や各種団体から表彰の対象となる、あるいはなるのではないかとご連絡をいただいた場合には、関係部署にご相談いただくよう対応いたしておりますが、いずれにいたしましても、私どものほうで把握できていないと、残念ながら内申には至らないということになります。

○鯉川委員

実際に全ての地域の状況を市役所が把握するという事は困難だと思います。たしか私の記憶では、合併前は地域活動等を長年されている方に対しては、自治会長さんなどが推薦できるようになっていたかと思います。私はそういった自主的に地域のために長年活動されている方こそ、表彰していただきたいと思っておりますが、以前のように自治会長さんなど、地域の方からの推薦はできないのかお尋ねいたします。

○総務課長

結論から申しますと表彰条例施行規則によりまして、自治会長さんからもご推薦いただけます。例えば、地域で長年活動されてる方がいらっしゃるって、表彰してほしい、また表彰に該当

してるのではないかとと思われる場合などは、市のほうにご相談をいただきましたら推薦の具体的な仕方などをご案内させていただいております。

○鯉川委員

わかりました。表彰については当然予算が伴うもので、毎年表彰する人数は限られると思いますが、市民の皆さんにこの表彰制度を知っていただき、広く候補者を募り、多くの功労者の方々を表彰する必要があると思います。表彰制度や市民からの推薦等について、ほとんどの方は御存じないのではないかなと思っておりますが、市民への周知等は行っておられますでしょうか。

○総務課長

この表彰制度につきましては、毎年12月の市報で表彰を受けられた方々の氏名及び功労区分を掲載してご紹介いたしております。しかしながら、おっしゃいますとおり自治会長さんを初め、市民の方からの候補者の推薦等に関しましては特に周知等は行っておりません。ご指摘のとおり、今後はなお一層市民に開かれた表彰制度となるよう、市民や各種団体からのご推薦ということも念頭に置きまして、この表彰制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○鯉川委員

今月、3月2日の西日本新聞の朝刊の筑豊版にも、いつも寒い中をありがとうと、40年間にわたり登校を見守ってこられた方の記事が掲載されておりました。また、私の周りにも数十年間にわたり清掃活動されている方もいらっしゃいます。ボランティア活動を地域で活動されている方は、表彰されたいかと思って活動されていないと思いますが、表彰されることで、今後の活動の励みになったり、自身の糧となるかもしれません。また、そういった方々が表彰されることで、地域の方々がそういった活動を知る機会にもなると思います。ぜひ広く広く市民が納得できる表彰制度をなるように実施していただくことを期待いたしまして質問を終わります。

○委員長

次に、同じく兼本委員に質疑を許します。

○兼本委員

67ページ、電子入札についてお尋ねします。今回、契約管理費が348万6千円増額となっておりますがその理由についてお尋ねします。

○契約課長

この契約管理費の増額につきましては、電子入札システムの導入に係る経費を新規に計上したことが要因でございます。

○兼本委員

それでは、この電子入札とはどのようなものなのか、その目的と概要を紹介してください。

○契約課長

電子入札につきましてはのまず目的でございますが、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとするものの利便性向上の観点から導入しようとするもので、平成23年8月25日に総務大臣及び国土交通大臣より、入札及び契約の適正化に資するものとして、電子入札等の推進が要請されているものでございます。また、平成31年3月に策定いたしました飯塚市第2次行財政改革後期実施計画において、談合等の不正防止、事務の簡素化、入札費用の軽減、競争への参加者の利便性の向上を図るため、電子入札制度の導入を検討するとしておりますことから、令和元年度までに調査研究を重ねてまいりまして、具体的な方針を策定いたしましたので、来年度に導入作業を行い、令和3年度からの運用開始を実現したいと考えております。電子入札の概要でございますが、これまで紙により行っておりました入札業務を、飯塚市と発注者がそれぞれインターネット環境を活用し、入札、開札を行うもので、場所や時間の制約を受けることなく入札業務が行われるもので、入札参加

者は、入札会場へ赴くことなく応札ができるものでございます。これによりまして、飯塚市及び入札参加者双方の主なメリットといたしましては、時間的な制約の大幅な緩和、双方の接触機会が減ることによる不正行為の抑止力向上、記入ミス等の防止、ペーパーレスになることによる紙などの資源の大幅な削減など、さまざまな改善が図れるものと考えております。

○兼本委員

目的と概要、ご紹介いただきましたが、もうちょっと具体的に、私がちょっと認識がなかなかできなかったので、この導入により、具体的なメリットもしくはデメリットがあればちょっと教えてください。

○契約課長

失礼いたしました。電子入札は飯塚市と応札業者側がインターネット環境を利用しまして、入札を執行することになりますので、現在毎週2回行っております入札会がなくなります。したがって、入札参加者どうしが一堂に会する機会がなくなりますので、業者間の接触機会が減ること。また同時に職員と入札参加者との接触も減りますことから、不正行為への抑止となることができます。それから、飯塚市側の主なメリットといたしましては、時間的な制約が大幅に緩和されます。現在入札会は5名以上の職員で行っておりますが、それが1名で済むことによる事業的、精神的な負担が軽減されること。システム化による記入ミスなどさまざまなミスがなくなること。入札会までには膨大な量の紙を使用しておりますが、これらが不要になること。また、入札会場それから来庁者駐車場の確保が不要になるということなどが挙げられます。次に応札側の主なメリットでございますけれども、入札会に参加する必要がなくなりますので、経費の節減、負担軽減が図れるということ。市の開庁時間外でも応札が可能となりますので、入札の参加機会がふえるということ。それから仕様書や様式など全ての紙資料がインターネットからダウンロードできますので、時間とコストが削減されることなどが挙げられます。逆にデメリットでございますけれども、まず業者側がインターネット環境を整える必要がございますので、また、インターネット環境を利用することから、セキュリティを確保するという必要もございますので、民間の認証局から発行される電子証明書と言われるものを入手する必要があります。それらの経費として、年間約2万円程度の経費が必要となるということが挙げられるかと思えます。

○兼本委員

それでは、この電子入札というのはさまざまあるのではないかと思いますけれども、どのようなシステムを導入されるのでしょうか。

○契約課長

システムの導入に当たりましては、ふくおか電子自治体共同運営協議会、通称ふく電協と言われるが提供する、ふくおか電子入札システムの共同利用による導入を考えております。まずこのふく電協と申しますのは、福岡県と県内市町村が連携、協働して電子自治体を構築するとともに、地域情報化の推進に寄与するため、平成14年に設立された協議会でございます。本協議会では利用料等を負担することでふくおか電子入札システムの共同利用が可能となっております。その選定理由でございますけれども、市単独で導入する場合と比較したときに、イニシャル、ランニングともに、経費に大きな差があることや、現在、久留米市、柳川市、篠栗町が加入され導入されておりますことから、近隣自治体との連絡、協議が容易であることなどが挙げられます。その導入の経費の比較でございますけれども、それぞれシステムの保守期間を5年間とした場合に、本市単独の導入での場合では、機器導入や、本市財務会計システムの連携、発注者、受注者への研修会開催等に要する初期費用と、システム利用料など運営費を合わせまして、5年間で約3千万円程度を想定しておりますが、共同利用の場合ですと、初期費用とシステム利用料や負担金などの運用費を合わせまして、5年間で約1200万円程度を想定をいたしております。

○兼本委員

先ほど業者側のデメリット等でセキュリティの問題等出ておりましたが、インターネット環境を利用する中で、セキュリティの確保というのはできるのでしょうか。

○契約課長

まず、インターネットを利用するということがネットワークでございますが、まず利用者側のほうはインターネット回線を利用いたしますが、市側としましては、L G W A N回線、いわゆる総合行政ネットワークといたしまして、インターネットからは切り離された閉域ネットワークを利用いたしますことから、セキュリティ性は極めて高いものとなっております。次に、飯塚市、発注者側ともにI Cカードを使って、公的個人認証サービスを利用いたしまして本人確認を行いますので、セキュリティ上の問題はなく、また本システムを共同利用で利用されている団体におきましても、特に問題は発生はいたしておりません。

○兼本委員

では、この電子入札システムは全ての工種に導入されるのでしょうか。

○契約課長

将来的には全ての業種において導入したいと考えておりますが、業者の数、それから発注件数が多い工種のほうから導入していくことが効果的であると考えております。専門工事を含みます工事業者及びコンサル業者を現在対象とすることで検討を行っております。

○兼本委員

例えば公的個人認証サービスを登録したりするのも、時間的な問題等もあると思うんですね。もしくはそのインターネットがないことはないと思うんですけども、またその構築等を会社がしなくちゃいけないと。そういった場合にこの導入に当たって、業者さんにやはりこういうことやってきますよということは周知しなくちゃいけないと思います。この業者さんへの周知というのはどのようなことを想定されてらっしゃいますか。

○契約課長

導入に当たりましては、本市の利用環境を整備するということはもちろんでございますが、質問委員おっしゃいますように、業者側におきましても、電子入札に必要な利用環境の整備が必要であります。手続の流れなど、その制度について十分ご理解をいただくという必要もございます。そのためにまずは利用者に対する説明会を開催をしようと考えておまして、電子入札導入の具体的な内容について周知を図って、進めてまいりたいというふうに考えております。

○兼本委員

例えば、今回もそうですけど、今回の予算委員会が公開できない、機種の不具合で公開できないといったような、不具合が、例えばその電子入札をする場合に出たりすることもあるかと思えます。そういったことから電子入札に参加できないといった場合が生まれた場合に、どのように対応されるのか、お伺いいたします。

○契約課長

そのような突発的な不具合という場合もありますし、またインターネット環境が利用できないというような場合等々考えられると思います。先ほど触れましたけれども、電子入札の導入に当たりましては、インターネット環境や電子証明書の発行、またそれを読み取るためのカードリーダーなど、業者側においても、その環境を構築していただく必要があるとあります。しかしながら、対象となる工種、業者の全てが導入当初から関係を構築するということが難しいのではないかと考えておりますので、経過措置といたしまして、紙での入札も併用して行うことで対応していきたいというふうには考えております。

○兼本委員

すみません、今紙での入札も併用ということは、電子入札の業者さんもいれば、今回ちょっとそれが使えないからということで、紙での入札も同時に、受付をされるという形でよろしい

んでしょうか。

○契約課長

そのような対応を考えております。

○兼本委員

あともう一つ、飯塚市では最低制限価格でのくじ引きというのが多くあると思います。この電子入札の場合に、例えば、くじ引きということが発生したときには、どのようになるのか、また透明性は確保できるのかお尋ねいたします。

○契約課長

くじ引きとなりました場合についても、これもシステムで電子的に抽せんを行います。ちょっと複雑ですが、簡単にご説明いたしますが、電子くじと呼ばれるもので、まず入札書の提出日時、それから、くじ番号と呼ばれます応募者が任意に決めます3桁の数字、それから、乱数と呼ばれますシステムが自動的に発行する3桁の数字、これらの3つを使いまして、あらかじめ公表をいたします公式を使いまして計算を行います。それにより、順位を決定するものでございます。当然、透明性を確保するという必要がございますので、その仕組み、それから計算方法につきましては、システム稼働時までには詳細に広く公表することを考えております。

○兼本委員

今回、この導入に当たっての経費が上がっています。令和3年度の稼働開始までに市はどのような作業が必要なのか、お尋ねいたします。

○契約課長

稼働までに当たりましては、システムの動作検証、それから現在使用しております財務会計システムなどとの連携など、利用環境の整備、それから、規則、要綱の見直し、職員向けの研修会の開催、業者向け説明会の開催、ホームページ、市報掲載等による周知など、多くの準備作業が必要となってまいります。確実なスケジュール管理を行いまして、令和3年度からの稼働を目指したいと考えております。

○委員長

次に、77ページ、企画費、市民活動推進事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

77ページ、企画費、セカンドライフ応援ポイント事業費についてお尋ねします。まず最初に、この事業の概要について説明をお願いいたします。

○商工観光課長

提出しております追加資料の19ページ、こちらを参考にご説明させていただきます。目的としましては、今後、高齢化が進む社会において、シニア世代が生き生きと活躍できるよう、みずから積極的に社会参加し、地域社会に貢献できるシステムを構築するため、市の指定する事業に参加した市民を対象に活動のインセンティブとなるポイントを付与する制度でございます。対象者につきましては、市内に居住し、60歳以上の方で、資料中段にお示しします指定予定事業として、市が主催します教育、福祉、子育てに関する事業で、報償等を受けていない研修型及び参加型の事業につきまして、事業ごとのポイントを付与し、チクスギが実施しておりますチクスギパスや飯塚市本町商店街、東町商店街を主体とするコスモスタンプ、また天道地区の商業者を主体とした穂波シール会のでんとうむしーるの各地域ポイントに交換しまして、それぞれの加盟店で商品購入などの一部に使用していただき、地域経済の活性化につなげていただくものでございます。

○兼本委員

今回、この事業費が40万1千円の減というふうになっております。理由をお示してください。

○商工観光課長

予算減額の主な要因としましては、この事業が令和元年度からの事業でございまして、当初、

令和元年度の当初予算を要求する段階では、先ほど答弁しました対象者の要件に該当する人数の把握が難しかったため、前年度における各事業の参加者全員を対象として算出しておりました。令和2年度の予算を編成する段階で、資料中段にお示ししますとおりのポイント対象事業において、市外の方や若年者などのポイントを対象外としたため、令和元年度の実績がおおむね把握できました。そのため対象人数の減少に伴い、前年度より減額予算となっております。

○委員長

次に同じく77ページ、企画費、国際化推進事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

77ページ、国際化推進事業費についてお尋ねいたします。まず予算概要書にあります姉妹都市交流事業費59万3千円のうち、昨年より増額となっております22万円について、何のための経費が増額となったのか、ご説明ください。

○国際政策課長

22万円の増額の主な理由につきましては、姉妹都市交流事業として、本市に6月に来られますサニーベール市の中高生、11月に来られます大人の方々への送迎用のバス借上料です。昨年までは市の公用バスを使用しておりましたが、小型バスでありましたので、中型バスの予算を計上いたしております。

○兼本委員

それでは次に、国際化推進事業費として、多言語通訳端末借上料の43万1千円とございますけど、これはどのようなものなのでしょうか。

○国際政策課長

本市におきましては、今後増加が見込まれる外国人に対し、生活支援を実施することによって、外国人にとっても住みたいまち、住み続けたいまちとして、本市の定住人口の増加につながる取り組みを推進するために、国際都市いづか推進計画を策定し、計画的に実施しております。この計画に基づき、外国人の窓口ワンストップ化を図るための手段といたしまして、市役所を訪れた日本語を話すことができない外国人への支援といたしまして、単なる翻訳機ではなく、テレビ電話により10カ国語に対応した対面で会話ができますタブレットを設置するための費用といたしまして、多言語通訳端末借上料の43万1千円を予算計上しているものです。

○兼本委員

今答弁いただきました中で、10カ国語に対応した対面で会話ができますということは、テレビ電話だから相手がいらっしゃるわけですよ。この10カ国語の対応先というのは別々になるんですか。それとも1カ所なんですか。

○国際政策課長

1カ所での対応となります。

○委員長

次に、同じく77ページ、企画費、日本語教室講師謝礼金について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武委員

私のほうからは、総務管理費の5項の企画費の国際交流推進事業費について、質問をさせていただきます。国際交流事業費の中の日本語教室運営事業についてお尋ねいたします。これはどのようなものか教えてください。

○国際政策課長

日本語教室運営事業につきましては、現在、外国人のための日本語教室として、毎月2回、夜7時から8時30分まで市役所の会議室にて、民間ボランティアでございまして留学生フロントが主体となって、無償で実施しております。当初は、九州工業大学情報工学部に来ている留学生とその家族を中心として始まったものですが、近年は、外国人技能実習生の増加に伴い

まして、毎回20名から30名が参加いたしております。

○田中武委員

今回、予算の中に、日本語教室講師謝礼金として20万2千円を計上されていますけども、無償ボランティアを有償にするということの予算だということに理解してよろしいでしょうか。

○国際政策課長

先ほど申しあげました市内で働く外国人技能実習生の増加に伴いまして、日本語教室に通われる実習生も増加傾向にあり、日本語を教える教師の人材不足が懸念され、事業を持続させるためには、市が主体となって実施する事業へと切りかえることにより、安定した事業の開催と人材確保に努める必要があると判断したものでございます。

○田中武委員

昨年7月に、実は同僚議員と先進地であります、テレビにも出ましたけども、北海道の東川町というところに行政視察に行かせていただきました。やはり外国人が生活する上で、一番重要なのは日本語教室だというふうに思いました。行政が主体となって取り組むべきだというふうに考えております。先ほど、市役所の会議室で実施をしているということなんですけども、なぜ市役所にしたのか、またこの事業を今後どのようにしていくのか、お考えをお聞きます。

○国際政策課長

日本語教室の運営につきまして、開催場所を市役所会議室としている理由につきましては、公共交通機関など、アクセスの利便性を考え、日本語講師などと協議した結果によるものでございます。なお、今後についてでございますが、事業の拡充も検討しており、先進地視察を実施して調査研究するための予算も計上いたしておるところでございます。

○田中武委員

それでは次に、利便性を考えますと、市役所が一番いいんでしょうけども、でも外国人の方は別に市内じゃなくて、筑穂地区とか穎田地区にも住んでおられると思いますが、その方々の交通手段は自転車が多いというふうに聞いております。そうすると、なかなか本市に来るとするのは簡単に来ることはできないというふうに思っています。そうしますので、どのようにすれば、より多くの外国人の皆さんが参加できるのか、日本語教室の教師の確保も簡単ではないでしょうけども、その点もしっかりと先進地の視察もされて、調査研究をしていただいて、要望したいというふうに思います。これで質問を終わります。

○委員長

次に、78ページ、企画費、ふるさと応援寄附事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

78ページ、ふるさと応援寄附事業費のふるさと応援基金管理費について、お尋ねします。ふるさと応援寄附事業費が今回、3億409万2千円減額となっている理由はどのようなことか、お尋ねいたします。

○地域振興課長

令和2年度当初予算の寄附見込み額につきましては、ふるさと納税にかかる指定制度が開始された影響等により、令和元年度の当初予算の寄附見込み額16億8千万円に対し14億円と減額しております。この寄附金額の減額に伴いまして、寄附に関連する記念品料、事務代行手数料、クレジットカード決済手数料、通信運搬費などの事業費が減額になったためでございます。

○兼本委員

では、14億円の基金の利用方法はどのようになりますか。

○地域振興課長

ふるさと応援寄附金の14億円につきましては、一旦全額を基金に繰り入れ、そこから必要経費の8億3201万7千円を差し引いた残額を基金に積み増して、令和3年度以降の事業に

活用する予定でございまして、これまで一般財源を充当しておりました部分にこの基金を充てるようにしております。

○兼本委員

これまで一般財源で実施していた事業に対し、基金を活用するということはわかりましたが、そうであるのであれば、このふるさと応援寄附金の額がふえれば、活用を考えている事業について基金を活用することで、その事業を拡充することや、もしくは新規の事業を実施することも可能と考えますけどどうでしょうか。

○地域振興課長

ふるさと応援基金を設置した理由は、ふるさと応援寄附金がどのように活用されているか。寄附した成果や効果が見えるように具現化することで、今後の寄附金額の増額につなげ、魅力あるまちづくりを推進するためでございます。基金を設置する以前との相違点は、どのような事業に活用されているか可視化ができるようになるという点でございます。新たに財源がふえたということではございません。そのため、従前より実施している事業にも活用させていただいておりますが、新規事業や既存事業の拡充への活用につきましては、必要性等を検討した上で活用するように考えております。

○兼本委員

このふるさと応援基金ですが、ふるさと納税の部分だと思っています。その中で、この飯塚市ふるさと納税応援メニューというのがございますよね。今7項目あります。この間ちょっとお聞きしたときには、まちづくりの推進というところに非常に寄附が多いんだというお話を伺っております。私たち委員会でもやっています例えば待機児童問題とか、そういったものに関してはこの中でどこなのかということ等で考えると、どこの応援メニューを使っていきたいということが、多分寄附される方にわからないのではないかと思います。そういったところで例えば、飯塚市の今必要な財源、例えば、必要な財源があるとしたときに、この項目の中のこの分野ではこういうことが現在あるんだけど、この分野をもっとこうしたらもっと住みやすいまちになるので応援してくださいというような形で、もうちょっとわかりやすいような書き方をしていただければ、まちづくりの推進に関して、すごく寄附をいただいているのはありがたいことなんですけども、ほかのところでも、もっと応援していただけるのではないかと思います。そういったところもちょっと考えていただきながら、アピールしていただければと思います。

○委員長

要望でいいですね。次に、同じくふるさと応援寄附事業費について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

ふるさと納税については、寄附額に対する返礼品、送料、経費総額の割合について、お尋ねいたします。ふるさと納税については、返戻品の過当競争の等々の理由から、昨年6月1日に制度改正がなされました。本市も非常に苦勞なされていると思いますけれども、総務省の基準についてお尋ねいたします。

○地域振興課長

ふるさと納税につきましては、令和3年6月1日から、いわゆるふるさと納税にかかる指定制度が開始され、その中で、地場産品基準や募集方法、募集経費に関する基準等が示されております。返礼品については地場産品で、かつ返礼率は寄附金額の3割以内にとされておりまして、また、募集にかかる経費の総額を寄附金総額の5割以内にとされておりまして、

○吉松委員

返礼品については寄附額の3割以下、返戻品を含む経費の総額は寄附額の5割以下と新ルー

ルは改正されておりますけれども、本市の内訳はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

○地域振興課長

返礼品代につきましては、寄附金見込み14億円の3割の4億2千万円。返礼品送料が1億7千万円。広告料が406万8千円。ポータルサイト等の手数料が2億1067万2千円となっております。

○吉松委員

本年2月22日の日経新聞によりますと、納税の寄附額に対する送料の地域別の割合というのが掲載されておりましたけれども、全国平均は6.5%、一番高い北海道が9.7%、九州は8.7%とありましたけれども、本市の送料の比率はどうなっていますでしょうか。

○地域振興課長

本市は冷凍や冷蔵で送付する返礼品があり、送付先も関東圏が多いため、寄附見込み額14億円に対して、1億7千万円と12%を占めている状況でございます。

○吉松委員

送料は経費に含まれるということで、本市の場合が12%と、これは九州の平均よりも随分高い。その理由が冷凍品とか、そういうものがあるということでございますけれども、この返礼品の送料を抑制するというような努力はされていますでしょうか。

○地域振興課長

本市としては、昨年4月と9月にあった総務省のヒアリング時に、ふるさと納税の傾向として、関東圏の寄附者が多いため、関東から遠い北海道や九州は、送料の負担が大きく不公平になるので検討してほしい旨を直接要望するとともに、県の市町村支援課からも福岡県の自治体の総意として、同様に要望してもらってるところでございます。

○吉松委員

努力されているということはよくわかりました。これは、楽天が今回、新聞等で報道されておりましたけど、送料込みというようなことをすれば、これは独禁法違反だというようなことを指摘されておりましたけども、この5割の中に送料も含まれるというのは、どうしても北海道とか九州は不利でございます。そのようなことで、送料込みにしないでほしいというようなことをしっかり近隣の自治体等々と協力して、訴えていただきたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:00

再 開 14:03

○委員長

委員会を再開します。79ページ、企画費、総合計画策定支援委託料について、兼本委員の発言を許します。

○兼本委員

79ページ、総合計画策定支援委託料について、お伺いいたします。

第2次総合計画は、2017年度から2026年度までの10年間を計画期間として策定されています。総合計画は5年ごとに見直しが行なわれると思いますが、予算計上されている総合計画策定支援委託料の委託内容と委託先について、お尋ねいたします。

○総合政策課長

総合計画は5年ごとに見直しを行っており、2021年、令和3年が見直しの時期となっております。見直しに当たりましては、現状を把握するため、市民アンケートや人口動態調査を行う必要がございますので、この調査を委託するものでございます。この本調査のアンケート調査に基づき検証を行いまして、令和3年度に専門部会や総合計画審議会等の審議を経て、第

2次総合計画の中間見直しを実施する予定でございます。委託先につきましては、計画等策定を取り扱う業者を予定をいたしております。

○兼本委員

委託先について、ちょっと一つお伺いします。本市は大学との連携協定等も結ばれてらっしゃいます。そして、今、学生の声聞くような形で、いろいろと新しい声を聞かれているところだと思いますが、この委託先が計画策定などを取り扱う業者ということですが、例えば大学等も委託先ということでは考えられないでしょうか。

○総合政策課長

本業務の委託につきましては、実際の業務といたしましては、調査票の送付、それから回収、それからデータの分析といったところまでございまして、それ以降の策定作業でありますとか、委員が言われますような大学生の意見とかいうものを反映する場につきましては、それ以降の検証の機会に設けることはできますけれども、実際、外出しするのは送付、それから回収、その回収データのデータ入力でありますとか、分析、解析までを委託する業務でございますので、ちょっと今のところ大学に外出しするとかいったことは考えておりません。

○委員長

次に、81ページ、総務管理費、バス停留所設置等委託料について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

81ページ、バス停留所設置等委託料についてお尋ねいたします。14万9千円の予算が計上されておりますが、どのような内容なのかお尋ねいたします。

○地域振興課長

令和3年度当初からコミュニティバスのバス停を新たに設置することになった場合、令和2年度末までに作成、設置作業を行う必要があることから、そのための予算措置をしているものです。設置に当たっては、現在使用していない保管中のバス停の標柱を再利用する予定としておりますので、現段階の見込みとして、バス停10基分の表示盤張りかえ等の経費を計上しております。

○田中裕委員

コミュニティバスのバス停を新規で設置する場合には、どのような協議や手続が必要なのかお尋ねをいたします。

○地域振興課長

バス停の設置にかかる協議は、コミュニティバスの運行形態にかかわることであるため、地域住民の要望、運行の効率性並びに設置効果等を勘案しながら、秋に開催される飯塚市地域公共交通協議会において、次年度の運行計画を審議する中で決定されることとなります。

○田中裕委員

ちなみにバス停の新設、毎年どのくらいあるのかお尋ねいたします。

○地域振興課長

平成30年度4路線で、80カ所のバス停がございまして、その後、平成31年度用として1カ所、現在令和2年度用として1カ所増設しております。

○委員長

次に、80ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

80ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費に関連してお聞きいたします。この事業費に関連して、令和5年度までの期間で債務負担行為が設定されています。その理由についてお聞かせください。

○地域振興課長

令和3年度以降の全体的な運行体系については、令和2年度中に決定したいと考えております。今回の債務負担行為につきましては、令和3年度以降もコミュニティ交通の運行を実施していくことに運行計画が決定した後に、事業者の選定や契約手続等を速やかに、かつ円滑に実施できること等を考慮しまして、当初予算で設定しているものでございます。

○江口委員

今お話しのように、実際どうやってやるかに関しては、令和2年度中に決定されるわけですよ。にもかかわらず、今回予算書に上がっているのは、ある意味こうやってやりますよ。予約乗合タクシーをやりますよ、コミュニティバスをやりますよというふうに読めるんです。それについては不適切ではないかと考えるわけですが、その点についてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○地域振興課長

令和3年度以降の運行体系が現在の併用運行方式と同様なものに決定していることではございませんので、そのような、今質問員がおっしゃられたように、そういうふうなものではないということで、債務負担を上げさせていただいております。

○江口委員

であるならば、やっぱり記載の仕方というのは十分注意すべきだと思っています。再度確認いたしますが、今書かれている予約乗合タクシーが幾ら、コミュニティバスが幾らというふうな形で事業を令和3年度から5年度で決定しているということではなく、それについては、これから先の議論次第だという理解でよろしいですか。

○地域振興課長

はい、そのとおりでございます。

○委員長

次に、81ページ、地域振興費、公共交通対策事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

81ページ、バス路線維持費について、お伺いいたします。これは追加資料をいただいておりますが、この追加資料の概要について説明をまずお願いします。

○商工観光課長

追加資料の21ページをお願いいたします。提出しております資料は、令和元年9月末まで運行されたJR九州バス直方線や西鉄バス筑豊の小竹天道線、毛勝方面を含み、現在、飯塚市内を運行しております路線状況及び国、県、関係市町村での赤字補てんの状況等をお示ししております資料でございます。資料上段から、運行事業者名、次に路線名、続きまして、飯塚バスターミナルを中心とした行き先、運行便数、平成30年度の利用者数、各路線の主要な行き先の運行距離、国、県が実施しております地域公共交通確保維持事業、地域間幹線系統補助事業における赤字補てんの需給状況、また、飯塚市を含む沿線関係市町における赤字補てん状況、飯塚市の赤字補てん開始年度、各路線の沿線関係市町名、飯塚市における近年の赤字補てん実施状況及び令和2年度予算額、また、備考欄として各路線の赤字等を含む状況についてを記載しておるところでございます。

○兼本委員

今答弁いただいた中で国、県が実施してらっしゃいます地域公共交通確保維持事業、地域間幹線系統補助事業の内容について、どのようなものかお示してください。

○商工観光課長

事業の概要でございますが、地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保、維持するため、乗合バス事業者などの地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援を行うもので、補助対象経費としましては、運行に係る経常経費から運賃収入

を差し引いた額の2分の1について、国と県が折半し、支援するものでございます。また、主要な補助要件としまして、平成13年3月31日時点において、複数市町村にまたがる系統であること。1日当たりの運行回数、朝昼夕の3回以上であり、1回当たりの利用者数が、バス利用が必要と考えられる5名以上であること。1日の運送量が15人以上150人以下であること。そして、経常赤字が常に見込まれることであることというふうなことでござっております。

○兼本委員

次に、市が赤字補てんする部分の詳細について、ご説明をお願いします。

○商工観光課長

この表の中段右側でございます、碓井大分坑線を例に挙げて答弁いたしますけれども、同路線は、今答弁させていただきました国、県の地域公共交通確保維持事業、地域間幹線系統補助を受けており、赤字額の中から、国、県の補助額を差し引いた額について、今年度までは飯塚市と嘉麻市、桂川町が年間の総運行距離の比率に応じて補てんしております。そのうち、飯塚市の補てん額としましては、今年度が243万1千円の見込み、また、令和2年度は43万1千円の予算額となっております。

○兼本委員

今、答弁にありました飯塚市の補てん額、今年度が243万1千0円で令和2年度が43万1千円ということで、対前年度と比較すると低減となっているようですが、その理由について教えてください。

○商工観光課長

先ほど碓井大分坑線だけで、説明させていただきましたが、もう一つ小竹天道線の分についても、あわせて答弁させていただきますが、まず小竹天道線につきまして、令和元年10月から小竹町の毛勝地域の路線が廃止となり、運行回数の減少に基づく、運行経費全体が減少になったもので、碓井大分坑線につきましても、平成30年10月1日に廃止となりました桂川町の吉隈一区から第2保育所間の一部路線の廃止とあわせ、この路線の見直しや減便等による運行経費全体の減少とあわせ、運行回数の減少があったものもありますが、嘉穂総合高校の生徒を初めとする利用者の大幅な減少には至らなかったことが主な原因だというふうに考えておるところでございます。

○兼本委員

そうすると、今現在は2路線のみの赤字補てんということによろしいんですね。その他の路線についても、この表を見ると現状赤字運行ということになると思います。今後どのような対応を考えていらっしゃるのかについて、お尋ねいたします。

○商工観光課長

その他の路線も含め、西鉄バス筑豊株式会社の路線バスにつきましては、地域住民の生活を維持確保する上で必要不可欠なものとして飯塚市も考えており、運行並びに路線バス事業の継続に必要な支援等につきましては、努めてまいりたいと考えております。あわせて、沿線となる嘉麻市との協議や西鉄バス筑豊株式会社とは、地域公共交通事業の中長期的な安定運営のため、情報の共有、事業計画立案等の協議を行う検討会議等の設置等も含め、今後も対応を協議してまいりたいというふうに考えております。

○兼本委員

ほとんどの路線が赤字ということで、さきの一般質問でも同僚議員からも質問がありましたが、今現状一部路線の廃止申し出があつてます。その中の庄内伊岐須線を例えば例に挙げると、仮にこの黒字運行となるためには、どれくらいの利用者が必要かについて、もしおわかりになるのであれば答弁いただきたいと思います。

○商工観光課長

西鉄バス筑豊株式会社からいただいた平成30年度の実績数をもとに申し上げますと、収支

率は70%程度で利用者数は39万人とのことから、単純に割り戻しますと56万人、約1.4倍以上の利用者が必要であることが推測されるところでございます。

○兼本委員

1. 4倍というかなりの数で、どのようにやっていくのかということを考えないと本当にいけないことだと思いますし、今の現状だと非常に難しいのではないかというふうに考えますが、路線バスの赤字補てんとあわせて、やはり西鉄バスとの地域公共交通事業の中長期的な安定運営のため、情報の共有や事業計画の立案等の協議を行う検討会議等の設置を含めて、できる限りの対応をしていただきたいと思います。これは要望にしておきますが、ぜひお願いしたいと思います。

○商工観光課長

答弁内容の一部修正をさせていただきたいと思います。先ほど碓井大分坑線の2年度の赤字補てんの額を43万1千円と答弁したところは、40万4千円の誤りでございます。失礼しました。

○委員長

次に81ページ、地域振興費、菰田・堀池地区活性化事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

飯塚駅周辺整備基本計画策定支援委託料について、お尋ねいたします。この飯塚駅周辺整備基本計画の予算計上の経緯について、教えてください。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

平成30年度に策定しました菰田・堀池地区活性化基本方針において、まちづくりのコンセプトを交通ネットワークを生かしたにぎわいのあるまちづくりと定めております。また、地域住民で構成されたJR飯塚駅周辺地区活性化を考える会から、提言書が平成30年10月に本市へ提出され、その中では、JR飯塚駅の機能強化の検討や計画地区内の移転後の地方卸売市場敷地や飯塚駅駅前広場と隣接する未利用市有地とあわせて、地域活性化に有益な土地利用をすることが求められております。その実現に向けて、JR飯塚駅の交通結節点機能強化を図る必要があると考えており、飯塚駅周辺地区整備基本計画策定を行うものでございます。委託内容としましては、計画条件整理、飯塚駅西口広場、東口広場の基本計画、駅前広場導入施設規模検討、自由通路整備基本計画などを策定するものであります。

○兼本委員

現在の飯塚駅はバリアフリー化がされていません。今回の飯塚駅周辺整備基本計画には、この飯塚駅のバリアフリー化の計画も盛り込んでいくのでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

現状のJR飯塚駅は駅構内や西側駅前広場と駅舎との間に段差があり、スロープ等も設置されていないため、バリアフリー化がされていない状況でございます。また、JR飯塚駅を挟んで市街地が東西に分かれており、東西の歩行者動線についても、階段での昇降が必要な人道跨線橋により接続されている状況です。その課題解決に向け、バリアフリー未対応など課題のある駅前広場及び自由通路のあり方について、計画する予定でございます。

○兼本委員

今答弁いただきました中で、飯塚駅の周りの東西がJRで分離をされているという答弁ございましたが、この基本計画では、その課題解消を図るような計画というのは策定されるのでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

菰田・堀池地区活性化基本方針のまちづくりのコンセプトである交通ネットワークを生かしたにぎわいのあるまちづくりの実現に向け、JR鉄道敷により分断された東西市街地の連携向

上を図る自由通路の整備及びその東側昇降場所に当たる東側駅前広場のあり方についても計画する予定でございます。

○兼本委員

この菰田・堀池地区活性化につきましては、J R飯塚駅を整備することにより、周辺地域に暮らす方々にとって生活利便性の向上が図られると思います。また、地域のにぎわいも生み出すのではないかと考えてます。ぜひとも、菰田・堀池地区活性化事業を積極的に推進していただきたいことを要望いたします。

○委員長

次に、同じく81ページ、地域振興費、菰田・堀池地区活性化事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

兼本委員と同じ質疑事項を上げておりました。それで、この委託はどこに出すつもりかお尋ねします。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

先ほどの答弁になりますけれども、委託内容につきましては、計画条件整備であったり、飯塚駅西口広場と上位計画の立地適正化等計画に導入する予定がございますので、都市計画であったり、そういったところに精通するコンサルタントに委託を考えております。

○川上委員

それは入札をしないという意味ですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

菰田・堀池地区活性化基本方針を策定する際に、地元の意見を伺いながら作り上げた経緯もございますので、設計事業者から企画提案を受けるプロポーザル方式ではなくて、地元の意見を組み入れた基本方針と仕様書に基づいた業務を遂行するための入札方式を考えております。

○川上委員

日程、スケジュールはどのようになっていますか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今回の予算を議決いただいた折には、4月以降で繰り越しで予算を計上しておりますので、2カ年で計画を策定していきたいというふうに考えております。

○川上委員

先ほどの兼本委員に対する答弁の中で、地元の住民の皆さんから要望書が出ておるといことなだけで、これを含めて、地域住民が主体になった、共同で作り上げるというのが大事と思うんですけど、こういった手だてを考えていますか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

今回の計画の以前に、菰田・堀池地区活性化基本方針を策定するに当たり、J R飯塚駅周辺地区活性化を考える会を設立し、ワークショップ等を開催してきました。今回の基本計画を策定する際にも、地元の方々の意見を組み入れながら事業を行っていきたくて思っておりますけれども、地元の方々の意見の汲み取り方というのは、また、地元の方々と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○川上委員

私はこの間、地域の方からさまざまにこの活性化についてお話を聞いてまいりましたので、この際、その声を一部紹介して、応援したいと思うんです。J R飯塚駅を真ん中にエレベーターをつけて改修してもらいたいということを中心に、住民の笑顔が輝く、そういうまちづくりが欲しいんだということでした。J Rがあり、国道201号があるわけですから、力を合わせれば、必ず菰田・堀池はよいまちづくりできるという確信が地域の方にもあると思います。卸売市場跡地を地元の振興に生かしてもらいたい。飯塚駅にエレベーターをつけてバリアフ

リー化を。菰田東のほうは買い物が不便で仕方がない。駅前の空き地、炭都ビルの有効活用をしてください。鶴三緒はバスが少なくなって困っている。熊添川の改修で水害をなくしてほしい。資さん、やよい軒ができた。地元コンビニは大変。近所に空き家があり、数年放置されている。まちなかバスがなくなった。道路のでこぼこがひどいというようなこともありましたので、地域の皆さんのもう少し生々しい声もきちんと受けとめながら、必ずこの地域はよくなると私も確信しておりますので、力を合わせたいと思っております。

○委員長

次に、同じく81ページ、総務管理費、定住化促進事業費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

81ページから82ページにかけて、定住化促進事業費が計上されております。本市におきましては、定住促進に向けたさまざまな取り組みをされていると思いますが、今回、予算として計上されております154万2千円、この内容について、1点のみ質問いたします。

○総合政策課長

定住化促進事業費の内容でございますが、本事業につきましては、市のホームページと飯塚移住計画という移住定住情報専用のホームページを開設いたしまして、令和元年度に創設した移住支援金や金融機関との連携による住宅ローンの軽減制度、移住フェアの移住相談会に関する情報など最新の情報を提供しております。それから、嘉飯定住自立圏の連携事業として取り組んでおります移住者に向けた共通パンフレットの作成、東京圏で開催される移住相談会や県が主催する福岡都市圏での移住フェアへの共同出品などにより移住希望者へのアプローチを実施しております。こういったものが予算の内容でございますが、令和2年度につきましても、これらの取り組みを継続して実施し、定住化を促進したいと考えておるところです。

○田中裕委員

今定例会の一般質問でも、この定住人口増加策について質問いたしました。今ご答弁がございましたように、定住促進につながるようしっかりと取り組んでいただきますよう要望して、終わります。

○委員長

次に、82ページ、地域振興費、地域再生計画事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

地域再生計画事業費の質問を行います。本市での就業及び起業についてお尋ねします。本市での就業及び起業を促進するために、移住支援事業助成金の予算が計上されておりますが、事業の目的と概要についてお尋ねします。

○総合政策課長

予算概要書の11ページにお示しておりますとおり、国が推進している東京圏からのU I Jターン推進のための施策といたしまして、地方創生推進交付金が創設されました。県におきましても、推進交付金を活用した移住推進事業について、令和元年度に補正予算を計上して実施されております。本市におきましても、令和元年度から令和6年度まで実施される県事業と連携いたしまして、令和元年度に補正予算を計上し、10月から移住支援制度を創設しております。東京圏からのU I Jターンに対する促進を図っておるものでございます。

○兼本委員

東京23区というのが対象ということなんですかね。それとプラスして、この予算の支給の内容はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○総合政策課長

助成金の内容でございます。助成金の対象者につきましては、東京23区の在住者、もしくは東京圏に在住する東京23区への通勤者が本市に移住し、県が開設しております移住就業マ

ツチングサイトに掲載されている求人に応募した就業者、もしくは県の企業支援制度を活用して起業した者となっております。これらの対象者の方に対しまして、支給金額は単身世帯で60万円、2人以上の世帯で100万円としており、令和2年度の当初予算におきましては、単身世帯を10世帯、2人以上世帯を4世帯の計14世帯、1千万円を計上しております。

○兼本委員

そうすると、東京圏に在住する東京23区への通勤者と限定されてますけども、東京圏に在住していて、23区以外に通勤されている方はだめということなんですか。例えば、狛江市に住んでいて武蔵野市に通勤にいくとかいうのはどうなんでしょう。

○総合政策課長

今委員が言われたケースにつきましては対象外となっております。

○兼本委員

それはどういった理由からなんでしょう。

○総合政策課長

もともとがこれは国の施策でございまして、国の地方創生交付金の目的の一つでもございまして、要は、東京の中央都市圏のほうから地方への移住を推進するといったことの施策形成によるものだと考えております。

○兼本委員

現在までの実績というのはいかほどなっておりますか。

○総合政策課長

令和元年度につきましては、10月から実施したということや対象者の要件が厳しいこともございまして、申請件数は県全体で申しましてもゼロ件となっております。このような実績を考慮いたしまして、令和2年度から移住支援事業の対象者要件を緩和する予定となっております。本市においても、国や県と連携して要件を緩和して、東京圏からのUIJターンの促進を図る予定といたしております。また、東京圏で実施しております移住フェア等におきましても、移住相談ブースの開設などを通じて制度の周知を行っております。令和2年度におきましても、県の相談窓口と連携しながら、助成金を初めとする移住者へのメリットをPRしていきたいと考えております。

○委員長

次に、同じく82ページ、地域振興費、地域再生計画事業費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

取り上げます。

○委員長

次に、地域振興費、その他の地域振興について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

地域振興費、協働のまちづくり応援事業費について、お尋ねいたします。この協働のまちづくり応援事業費の事業内容をお示しくください。

○まちづくり推進課長

この協働のまちづくり応援事業は、市民活動の活性化並びに市民自身の手による地域に密着した公共サービスの充実を図るものとして、令和2年度より新たに実施する事業です。具体的には、市民活動団体や地域活動団体が自発的、かつ主体的に実施する健康福祉、子育て支援、社会教育、スポーツ、文化芸術、人材育成、防災防犯、交通安全対策、環境保全、災害救援、人権擁護、国際協力等の事業につきまして、不特定多数の者の利益になる先駆的な事業に要する経費につきまして、予算の範囲内におきまして、補助金を交付するものでもございまして、

○兼本委員

追加資料で24ページに資料のほうをいただいております。その中で補助対象となる団体については、資料の2に示されていますけれども、具体的な補助団体として、例えば子ども会や自治会、まちづくり協議会の申請というのは可能なのか、教えてください。

○まちづくり推進課長

この補助金の事業区分としましては、3つございまして、1つはNPO、ボランティア団体などの市民活動団体が実施するテーマ事業、2つ目につきましては、地域活動団体が実施しますコミュニティ事業、3つ目は対象団体間で共同して実施いたしますコラボ事業となっております。単にまちづくり協議会、自治会が経常的に実施している事業につきましては対象といたしておりませんが、一歩進んだ先駆的、先進的な事業で、多くの方の公益の増進につながるものにつきましては、対象として考えております。したがって、子ども会や自治会、まちづくり協議会の申請は、他の補助金等を受けていない事業であることが条件となりますが、事業内容等が不特定多数のものの利益となる先進的、先駆的な事業であれば、申請可能と考えております。

○兼本委員

次に、対象事業で資料3に示されています事業の採択と評価方法というのは、どのように行うのか、お示してください。

○まちづくり推進課長

対象事業の選択につきましては、本事業の評価委員会を設置いたしまして、審査基準を設け、その内容に基づき、審議して決定する予定といたしております。評価委員会につきましては、市内部の部局で構成されました委員として、市民協働部長、まちづくり推進課長、その他事業に関係する部局から選出された委員により構成する予定といたしております。

○兼本委員

そうすると、先ほど例えば、先駆的な事業であれば、子ども会とか自治会とかでも申請可能ですよといったこと。それから、この補助金額等を決める時の部に関するところというのは、全てこれは評価委員会で、その都度、申請がある都度設置して行われるというような形で考えていいのでしょうか。

○まちづくり推進課長

来年度が初年度でございますことから、令和2年度の申請時期につきましては、事業周知の期間等を考慮いたしまして、おおむね令和2年6月から8月を予定いたしております。その後、評価委員会を開催いたしまして、交付決定の流れという形で考えておりますので、令和2年6月から8月に事業周知の期間、その間におきまして、いろいろご相談等をお受けしたいと考えております。

○兼本委員

それと、この補助金額なんですけど、20万円以内で補助率4分の3というのは、上限が20万円ということでもいいんですか。

○まちづくり推進課長

上限が20万円以内となります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:42

再 開 14:54

○委員長

委員会を再開いたします。次に、83ページ、地域振興費、まちづくり協議会補助金について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武委員

地域振興費、まちづくり協議会補助金の、3329万9千円についてお尋ねいたします。この補助金の配分方法について教えてください。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会補助金の配分につきましては、補助金全般につきまして、均等割をベースに、自治会数、人口などを加味して積算しております。この積算金額をベースに、各地区のまちづくり計画の中での、事業の必要性、優先順位、地区課題への効果等内容を精査いたしまして、交付金額が決定いたしております。したがって、交付金額につきましては、各まちづくり協議会で若干金額が異なっております。

○田中武委員

わかりました。このまちづくり協議会補助金は、人口など、多分大小ありますから、少ない地区もあるというふうに思いますけども、まちづくり協議会の補助金は、果たして足りているんでしょうかね。

○まちづくり推進課長

質問委員言われますように、確かに各地区で多い少ないというご意見をお聞きします。各まちづくり協議会が効果的な事業を実施できるように、事業内容の精査、また、まちづくり協議会の方々の協議、調整等を行いながら適切に対応してまいりたいと考えております。あわせて、自主財源の確保なども進めていただき、各地区の課題解決に向けた優先順位等も勘案しまして、現状の予算を最大限に活用していただきながら、さらなる協働のまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

○田中武委員

今答弁をいただきましたまちづくり協議会補助金とは別に、買い物対策支援事業費とか、人材育成補助事業、地域づくり推進員がありますけども、今後は、協働のまちづくりを推進していく上でまちづくり協議会の事業活動は非常に重要となってくるというふうに思います。補助金の積算方法についても、定期的に見直しをしていただきまして、まちづくり協議会の事業の進捗状況を見ながら、自主財源のさらなる確保の手法、それから指定管理者制度の導入、NPO法人化なども検討していただき、地域のことは地域でやれる体制づくりに、市としても最大限の支援をしていただけるよう要望いたします。次にですけども、12地区あるまちづくり協議会のうち、穂波のまちづくり協議会は現在どのような組織構成になっているんでしょうか。

○まちづくり推進課長

穂波まちづくり協議会は、平成25年3月28日に設立され、当初はこの穂波まちづくり協議会の下に、地区内にあります5つの小学校区単位で校区まちづくり協議会が組織され、それぞれの活動が行われておりました。その後、平成29年3月末になりまして、楽市小学校区と平恒小学校区が一つになりまして、現在は穂波まちづくり協議会の下に4つの校区まちづくり協議会が構成されております。

○田中武委員

わかりました。現在穂波地区は、4つの校区まちづくり協議会で構成をされているようですが、これはまちづくり協議会を設立された際に、地域との協議等の中で、そのような形になっているのではないかとこのように思いますし、穂波地区は現在人口が約2万5千人、自治会数も50と、これを一つにまとめるのは難しいものがあるというふうに思います。しかし、校区単位で別々の活動を行っていることは、これからの事業展開や地域の独自の新しい取り組み、また穂波全体での取り組みが行いにくくなる部分があるのではないかとこのように思いますし、活動資金としても、他の地区のまちづくり協議会と比較すると、4校区のまちづくり協議会で構成されている穂波まちづくり協議会は、事業運営等にも大変苦慮されているというふうに聞いております。穂波地区全体で協働のまちづくりが進んでいかないのではないかとこのように思います。今後、市として、穂波地区のまちづくりを議会のあり方についても方針を示しながら

ら、主導的に校区の方々と協議を行っていただき、今後も、4校区の組織体制がいいのか、それとも穂波東地区のように、中学校区単位として、高田校区、棕本校区、若菜校区を一つの協議会にして、穂波西協議会として穂波地区全体で2つのまちづくり協議会の、組織体制がよいのか、そういうのを議論していただきまして、協議会の方々と詰めた協議を行っていただきたい。穂波地区全体としてよりよい形での、まちづくり協議会ができ上がっていくことを要望しまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長

次に、84ページ、電算管理費、その他の電算管理費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

電算管理費の中に器具費としてノートパソコン及びデスクトップパソコンの調達が入っているということでございます。予算資料のほうにも入っているわけですが、こちらのほうの機器の仕様及び調達方法はどのようになっているのでしょうか。

○情報政策課長

機器の仕様につきましては、ノートパソコンを163台、デスクトップパソコン810台購入する予定としております。調達方法につきましてはノートパソコン、デスクトップパソコンともに指名競争入札にて調達をする予定といたしております。発注方法につきましては、現在、事業者の方への受注機会の確保に資する方法も考えておりますが、機種がふえることでのパソコンの設定に要する期間及び動作確認作業の状況や、不具合発生リスク等も考慮して、今後、関係課と協議を行いまして決定したいと考えているところでございます。

○江口委員

現在国内で流通してるパソコンに関しましては、国内メーカーはもとより国外メーカーのものもございます。そういったものに関して、国外メーカー等も含めて導入する考えはありますか。

○情報政策課長

本市のパソコンにつきましては、各業務システムが問題なく動作するとともに、約5年間の使用に耐え得るものとして実績のある国内メーカーを導入しておるのが現状でございます。現在のところ国外メーカーの導入につきましては、考えておりません。

○江口委員

では、実際の価格差はどの程度あると把握しておられますか。

○情報政策課長

メーカーでそれぞれ細かな仕様の違いがございますので、一概に価格の比較はできませんが、インターネットで検索したところ、ノートパソコンの場合、国内メーカーが10万円前後であるのに対し、デルなどの国外メーカーでは8万円前後となっております。約2万円程度の価格差がございます。また、デスクトップパソコンにつきましては、国内メーカーでは法人向けモデルとなるため、インターネットで流通価格が出ておりませんが、おおむね10万円程度と考えられます。これに対して国外メーカーの直販サイトでの価格は7万円程度でございましたので、約3万円程度の価格差があるものと思われまます。

○江口委員

ネットで調べるだけでそれだけの価格差があるわけです。さらにつけ加えますと、HPに関しては国外メーカーという取り扱いかもしれませんが、現実には国内で、作られているものもかなりあります。そういうことを考えると、果たしてどういう調達の仕方をするかで、かなり調達のコストも変わりますし、その与える影響も変わってくるんです。国内の仕事を大切にしたい、わからなくないんだけど現実には国外メーカーが国内でつくっているものがあるわけです。あともう一つは、もうこのパソコン自体は、それこそ出てきたときのように特殊な製品ではなくなりました。性能差に関してもほとんどないというのが現実です。そうすると、じゃあ保証

がどれだけきちんとしているのかが一つとなってくるかと思いますが、もう一つは価格はどうなのかだと思います。市内の業者さんを育成することを考えると、どれだけ分けて発注するかということも考えられると思います。それこそ何度かお話ししておりますが、デジタルテレビ、デジタル放送になったときに、学校のテレビを全部を置きかえましたよね。あのときは分割発注してるでしょう。そういったことも含めてしっかり考えた上で、市内の業者さんが多く参加できて、そしてなおかつ、低廉な価格で調達できるような検討を求めています。

○委員長

次に、同じく84ページ、電算管理費、その他の電算管理費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

84ページの電算管理費、その他の電算管理費、モバイル端末機器庁外利用実証事業費565万円の内容についてお聞きいたします。モバイル端末機器といいますと、飯塚市議会のほうでも、iPadのほうを導入しまして、もう数年たったわけですけども、当初は、やはりその導入時点では、使いにくいというふうな声もあつたかと思いますが、今時点ではかなり浸透して、従前、予算委員会とかでも大きな資料を持ち歩かなくちゃいけなかったような現状が、全くこのiPadが一つだけあれば、いろんな情報が行き交って、使い方も今までできなかったようなことが、使えるようになって、恐らく議会事務局のほうも、多少なり、省力化が図られてるんじゃないかと思うんです。そういった部分を今後飯塚市のほうでも進めていかれるということだと思うんですけど、このモバイル端末機器庁外利用実証事業の目的とその内容についてまずお示してください。

○情報政策課長

実証事業の目的につきましては、業務の効率化を図るため、外出先等において、庁内と同様の業務の利用も可能にする環境を構築し、その効果及び課題について検証することです。具体的な内容につきましては、モバイル端末機器3台を導入し、外出等から内部情報系ネットワークへ接続する環境を構築し、庁内のパソコンで利用しているグループウェアやファイルサーバ道路台帳システムの各業務システムの外出先等からでも利用可能とするものでございます。

○永末委員

端末機器を3台導入されて、外からでも利用するようなことをやっていくというふうな答弁だったかと思うんですけど、具体的に役所のほうのお仕事を進める上で、どういった場面で、どのような形で活用されようとしておられるのか、なかなかちょっとイメージがつきにくいので、少し具体的にご説明いただければと思います。

○情報政策課長

あくまでも想定ではございますが、出張先で打ち合わせを行う際、大量の資料を印刷して持っていく必要がなくなりますので、業務の効率化やペーパーレス化につながるものと考えております。また、市の道路管理上、草刈りや樹木の伐採等で、現地調査を行うことがございますが、その際に道路台帳システムも活用できれば、その場で市道であるかを確認でき、草刈りや伐採の範囲等についても確定することができるようになることから、調査の相手方にも理解が得やすく、調査もスムーズに進むことが期待できます。さらに、病気休暇や育児休業から復帰する職員に一定期間モバイル端末を貸し出し、事務慣れをいただくことで、復帰時の不安解消に役立つことが考えられます。

○永末委員

今いくつか示していただきましたけど、そういった部分と加えまして、恐らく導入されれば、いろんな形で利用できる場面というのが広がっていくんじゃないかと思うので、ぜひ工夫してやっていただきたいと思うんですけど、実証事業ということになってますけども、今後

の展開についてはどのように想定されていらっしゃるのでしょうか。

○情報政策課長

本実証事業において効果が実証された場合につきましては、運用上の課題を整理、解決した後、本格運用を開始したいと考えております。また、働き方改革推進計画でも掲げられておりますテレワークにつきましても推進していきたいと考えております。本格運用に向けましては、モバイル端末機器の追加導入について検討するとともに、選挙の期日前投票時における大型商業施設の期日前投票所での活用及び移動期日前投票所での活用など、個人情報等の重要データを取り扱う業務も含め、幅広い分野での活用についても今後調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

○永末委員

最後は要望で終わります。まさに働き方改革という部分で、私も何度もいろんな場で提案させてもらってますけども、やはり今、ICTをいかに活用していくかというところが一番大きいと思っております。ぜひテレワークのほうにも導入していくということでしたので、そういった部分をしっかりと進めていただきたいと思っております。また選挙の投票事務のほうにも先ほど触れられましたけども、やはり投票率の向上という意味でも、より人がいらっしゃる場所で投票所を設けることでやはり気軽に投票ということも可能になってくる場面も出てくると思しますので、そういった部分に関しましても、ぜひ積極的に推進していただきますように要望いたしまして終わります。

○委員長

次に、同じく84ページ、電算管理費、その他の電算管理について江口委員については、取り下げをされます。次に、88ページ、人権推進費、部落差別解消推進団体補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

部落解放同盟及び同和会に対する補助金についてです。追加資料25ページ、認定基準第3条、補助対象について説明を求めます。

○人権・同和政策課長

追加資料のほうで提出をさせていただいております。飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱、第3条について説明のほうについてさせていただきます。こちらのほうの第3条のほうで規定しておりますのは、補助となる対象経費について、次に掲げる活動及び事業に要する経費ということで規定をさせていただいている部分でございます。また、この規定しております3つの項目につきまして、それぞれその対象経費を別表として規定させていただいております。こちらのほうにはちょっと添付はしておりませんが、別表に掲げております経費としましては、まず1点目、人件費、2点目、事務局費、3点目、会議費、4点目、専門部及び支援活動費、及び研修費を対象経費ということで規定させていただいております。

○川上委員

新年度予算計上について内訳の説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

予算書88ページのほうに記載しております部落差別解消推進団体補助金、2257万6千円の内訳についてご説明のほうをさせていただきます。2257万6千円の内訳は、部落解放同盟飯塚市協議会が2002万8千円。全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会が254万8千円、合計で2257万6千円を計上させていただいております。

○川上委員

それぞれの団体ごとの、先ほど要綱に別表があると説明された内容での金額をお願いします。

○人権・同和政策課長

まず部落解放同盟飯塚市協議会におきます内訳でございますけれども、人件費、こちらのほ

うが約849万1千円、あわせて事務局費、こちらのほうが補助としては100万円、それから、会議費、会議費等と専門部及び支援活動につきましては、会議費事業費ということで、約336万4千円を計上しております。また、研修費としまして、旅費、費用弁償、研修費で約500万9200円を計上させていただいております。続きまして、全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会でございます。人件費のほうが72万8千円、事務局費としましては12万2千円、会議費としましては、こちらのほうが、活動費の中にも含まれますけれども35万2千円。それから、専門部及び5点目の研修費、これ含めまして134万1千円ということで積算のほうをさせていただいております。

○川上委員

部落解放同盟会及び同和会のそれぞれの人件費の内訳をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

人件費につきましては、要綱のほうに規定されてます専従役員の給与、それから諸手当、福利厚生費それから非専従役員の手当ということで計上のほうをさせていただいております。

○川上委員

同和会は、人件費ないんですかね。

○人権・同和政策課長

同和会のほうの人件費につきましては先ほど申し上げましたとおり、72万8千円がこれに該当します。同じく全日本同和会におきましても人件費は要綱に規定されてますこの専従役員の給与や諸手当、福利厚生費また非専従役員の手当ということで積算のほうをさせていただいております。

○川上委員

人件費が849万1千円と言われましたかね。それから、同和会のほうは70万円余ということだと思うけど、その数字がわかるように説明してもらいたいです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 18

再 開 15 : 22

○委員長

委員会を再開いたします。答弁に時間がかかるようですので、この質疑は保留して次の質疑にまいります。92ページ、交流センター費、筑穂交流センターの今後の維持補修費について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武委員

それでは私のほうから、交流センター整備事業費についてお尋ねをいたします。令和2年度予算に5つの交流センターの整備予算が計上されているわけですがけれども、筑穂交流センターの今後の施設維持や改修についてお尋ねしたいというふうに思います。私もよく筑穂交流センターのほうに時々遊びに行くんですけども、今、だいぶ古くて老朽化が進んでいます。バリアフリー化の観点からも、それから、エレベーターが設置されていない点、またトイレがほとんどが和式でありまして、洋式化もちょっとおくれております。多目的トイレの問題等、さまざまなハード面での課題があるのではないかというふうに考えています。今後どのような施設維持について、お考えがあるか伺いたいというふうに思います。

○まちづくり推進課長

筑穂交流センターにつきましては、質問委員言われますように、老朽化も進んでおります。今後のあり方を踏まえまして、トイレの洋式化への対応等も含め、施設全体としての利用者不具合が生じないような適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○田中武委員

基本的には住民から施設の使用料金をいただいている施設でございますから、老朽化していることはわかりますけれども、ぜひ他の交流センターと比較しても、利用者が、特に高齢者や子どもたちが利用しやすい交流センターとなるよう必要な維持補修等について、利用者の目線で実施していきたいというふうに要望します。

関連になりますけれども、筑穂の新しい庁舎がありますが、2階と3階と5階を整備して、ふれあい交流センターとして立派な来館ができる状態になっているというふうに聞いております。まだまだ市民の方々の目に触れていない状況であり、また周知不足の面があるのではないかとこのように思います。この周知についても、さまざまな手法で住民の方々に注視をしていただき、ご理解もしていただきながら、利用促進や有効活用について努めていただくよう強く要望しまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長

次に、95ページ、交流センター費、庄内交流センター整備事業費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

交流センター費、庄内交流センター整備事業費969万円につきまして、質問させていただきます。まず、この整備事業費の内容、目的、今後の展開につきましてお示ください。

○まちづくり推進課長

内容につきましては、現在の庄内交流センターを庄内保健福祉総合センター「ハーモニー」と複合化を図るための実施設計となっております。庄内保健福祉総合センター「ハーモニー」を庄内地区の中心拠点と考え、複合化により、さらに充実した市民活動が可能となり、さらなる庄内地区の活性化につながると考え、推進しているものでございます。

○永末委員

この事業費の内容を見させていただきますと、設計委託料が計上されておりますが、この設計委託の内容、発注スケジュールなど、どのようなことになるのかお示ください。

○まちづくり推進課長

設計につきましては、庄内交流センターのハーモニーへの複合化に関し、平成30年3月から近畿大学産業理工学部建築デザイン学科、まちづくり協議会、飯塚市の3者で、庄内まちづくりワークショップを設立し、移転、複合化について、検討を行ってまいりました。設計に行き着くまでには、近大、庄内地区まちづくり協議会、飯塚市の3者におきまして、平成30年3月から現在に至りますまで約2年間、13回のワークショップを行い、地域の実情にあった住民との意見交換、近大生の作成した模型の展示など、住民の意見を十分に把握して、現在に至っております。このワーキングで検討した移転統合後の部屋のレイアウトや使い方などを取り入れ、設計委託におきまして、できる限り反映させていきたいと考えております。設計委託の内容につきましては、外壁と屋根の改修工事、内装改修工事、また電気と給排水衛生設備工事、空調設備工事及び構造計算となっております。最後に、この設計委託の履行期間は約11カ月を見込んでおきまして、入札を実施いたしまして、5月に実施したいと考えております。

○永末委員

この複合化に関しては、庄内地区の今後におきまして、非常に重要な事業ではなかろうかというふうに考えております。当然、庄内地区を見回しますと、中心地にちょうど庄内支所がございまして、図書館がありまして、このハーモニーなどがあります。公共機関がちょうど中心部に集積しておられるような、そういった状況になっております。ただ先ほど言われました庄内交流センターだけが少し高台のほうにありましたので、あれを今回、こちらのほうに移す計画を進めるということで、より一層集積が進んで、より使いやすいまちづくりにつながっていくのかなというふうに思っておるわけですが、一方で、地域の方に対する影響というのも、やはり

少なからずあるかと思しますので、しっかりと地元の意見等を吸い上げていただいていると思うんですけども、先ほどワークショップのちょっと話がありまして、2年間、13回しっかりとそのあたり行われたかと思うんですけど、この中で、しっかりとそういった地域の意見というのは吸い上げられておるといふふうに考えてよろしいのでしょうか。

○まちづくり推進課長

先ほどもご答弁させていただきましたけれど、ワークショップ、13回、2年間かけたワークショップ、庄内地区のまちづくり協議会の方々との意見等を十分に把握させていただきまして、今回の実施設計にできる限り反映させていきたいというふうに考えております。

○永末委員

ぜひ、そのようによろしくお願いします。先ほども申し上げましたけれど、今後のこの地区にしっかりと投資して、投資という考え方でやっていっていただきたいと思います。しっかりと事業費はかけていただきますけども、その分、地域がより発展していくというふうな考え方で、単に複合化を図るというだけではなく、図書館でありますとか、庄内支所のあり方でありますとか、そういったところをしっかりと考えていただくことで、より一層、地域として伸びる地域であるというふうに考えておりますので、そのあたりまで含めまして、しっかりと取り組んでいただくように要望しまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長

次に、96ページ、諸費、各所防犯灯柱等設置工事について、田中裕二委員の質疑を許します

○田中裕委員

95ページから96ページにかけまして、防犯対策事業費が計上されておりますが、その中の96ページ、各所防犯灯柱等設置工事費について、お尋ねをいたします。飯塚市に設置されている防犯灯は、個人や企業が設置しているものを除き、大きく分けると自治会管理分と飯塚市管理分があると思います。自治会分につきましては、各自治会の話し合いの結果、必要な分を飯塚市に相談し、防犯灯の設置場所等を決めていると思いますが、その他の防犯灯は、飯塚市が設置してるとは思いますが、何かこの設置に関しての基準があるのか、基準についてお尋ねをいたします。

○防災安全課長

飯塚市が設置する場合、防犯灯設置基準がございます。この基準では、周辺に集落がなく、通学路となっている道路、2点目、周辺に集落がなく、公共交通機関の乗降場への通り道となっている徒歩による利用が多い道路、3点目、周辺に集落がない場所に、新設または改良された徒歩による利用が多い道路、4点目、周辺に集落がなく、開発行為等により徒歩による利用がふえた道路、5点目、自治会境または自治体境であり、徒歩による利用が多い道路等となっております。自治会長等から、防犯灯の新設や移設の相談があった場合は、この基準により行っております。また原則として、防犯灯と防犯灯の距離は50メートルの間隔としております。

○田中裕委員

次に、市が設置した防犯灯の数について、過去5年で構いませんので、どのくらいあるのか。またあわせまして、防犯灯設置するのに周辺に電柱等がない場合には、ポール等の防犯灯柱を設置することとなると思いますが、それはどのくらいあるのか、あわせてお尋ねいたします。

○防災安全課長

市が設置した防犯灯数及び新規に防犯灯の柱について、過去5年間でお答えします。平成27年に設置した防犯灯は27灯、新設の防犯灯柱が2本、平成28年に設置した防犯灯は26灯、新設の防犯灯柱が7本、平成29年度に設置した防犯灯は15灯、新設の防犯灯柱は4本。平成30年度に設置した防犯灯は23灯、新設の防犯灯柱は4本。令和元年度になりますが、これは1月末現在でお答えします。設置した防犯灯は10灯、新設の防犯灯柱は4本で

あります。

○田中裕委員

毎年ばらつきはあるものの、結構市が設置しているように感じられますが、それで令和2年度に予算計上されております防犯灯柱等設置工事費について、その内容をお尋ねいたします。

○防災安全課長

令和2年度に計上しております各所防犯灯柱等設置工事90万円につきましては、飯塚市が防犯灯を設置するときに、既設の電柱灯、N T T柱灯がない場合、防犯灯を設置するために、交換柱5本分を予定しております。この5本分の根拠につきましては、過去3年間に設置した15本と令和元年度設置分4本と今年度末までに1本の見込み分を合わせ5本、合計の20本の4年間を平均で割りまして、5本分を見込んでおります。

○委員長

次に、同じく96ページ、諸費、性犯罪防止対策、防犯カメラ設置費補助金について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

同じく96ページ、性犯罪防止対策防犯カメラ設置費補助金について、お尋ねいたします。この補助金の目的、概要を教えてくださいと思います。

○防災安全課長

この性犯罪防止対策防犯カメラ設置費補助金につきましては、性犯罪の防止及び地域住民の不安解消を図り、安全で安心して暮らすことができる性犯罪のない地域社会を推進することを目的として、福岡県及び飯塚市がその設置費にかかる一部の経費を補助するものであり、平成28年度から行っております。補助金の概要ですが、自治会やその他地域の協働活動を行う団体が対象となります。地域の団体等が性犯罪防止対策として、防犯カメラを設置する費用の2分の1を補助し、5万円を限度としております。また、補助金の要件としまして、福岡県性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業として採択されている事業であることや、過去に性犯罪または性犯罪に発展する恐れがある前兆事案が発生した地域であることなどの条件があります。

○田中裕委員

ただいまの答弁で、平成28年度から始まっているということ、また補助金の要件などの概要はわかりました。それでは、この補助金は今までに何件の申請が出ているのか、お尋ねいたします。

○防災安全課長

これまで申請内容についての問い合わせは年に数件ありましたが、実際に補助金申請については、現在まででゼロ件であります。

○田中裕委員

問い合わせはあるけれども、申請件数はゼロ件ということですが、自治会等への広報、周知不足も考えられるのではないかと思います。どのような方法で周知をされているのか、お尋ねいたします。

○防災安全課長

この補助金の対象者は、自治会や地域での活動を行っている団体であります。その主な対象者である自治会連合会で補助金の内容について説明を行い、隣組回覧等を利用していただき、広く周知を行っております。

○田中裕委員

周知は行っていると考えていらっしゃるということですが、そのような周知を行っても申請がない。これはどういう理由が考えられるのでしょうか。

○防災安全課長

防犯カメラの設置となりますと、機種や性能により異なりますが、カメラ本体自体で、約

10万円から高いもので約30万円程度かかり、それに付随して、ポールを設置、電気の引き込みなどの経費がかかり、合計で数十万円の費用が必要になってきます。さらに、設置後の維持管理に係る経費なども必要になってまいります。補助金内容の相談の中で、設置、維持管理を含めた金額と補助金を比較すると、補助率が低いとの声を聞いたことがあります。このことから、個人情報の管理などの維持の難しさなども理由にあると思われませんが、設置者の負担が大きいことも原因だと考えられます。

○田中裕委員

いろいろな理由が考えられるという答弁でございますが、その中でも補助率が低いのではないかという意見があるということでございますが、補助金を増額させるということとはできないのか、お尋ねいたします。

○防災安全課長

この性犯罪防止対策カメラ設置事業補助金交付事業につきましては、性犯罪防止に特化した補助金となっておりますので、増額するという事は難しい状況であります。しかしながら、地域においては、防犯カメラが必要との意見もございますので、補助金をより活用していただけるように周知してまいりたいと思っております。

○田中裕委員

この補助金は、市民の安全を守る意味があり、防犯カメラを設置することは、事件等があれば早期の事件解決になると思います。先ほど答弁の中で言われた補助金の率が低いとの意見があるのであれば、増額することが必要でないかと、このように思っております。また補助金を活用してもらうために、もっと関係団体に周知を行っていただき、補助率についても研究をしていただくようお願いをいたします。

○委員長

次に、同じく96ページ、諸費、自治会運営事業費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

続きまして、96ページ、看板作成委託料、412万5千円が計上されておりますが、この委託の内容、どのようなものかお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

看板作成委託料につきましては、自治会活動等における情報発信や情報共有を図る目的で、自治会に設置されてありますアルミ製掲示板25基分の作成委託料となっております。

○田中裕委員

25基分の作成委託料ということでございますが、この25基はどこに設置をされる予定なのかお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

この看板、掲示板につきましては、自治会のほうからご要望、ご申請を受け付けしまして、自治会内の場所に設置されるものでございます。

○田中裕委員

ということは、これ25基全部設置するという事ではないんですね。

○まちづくり推進課長

令和2年度におきましては、16基の申請という形でご要望がっております。それ以外の分につきましては、残りの9基につきましては、自然災害等緊急対応分として、あわせて25基分の予算計上を行っております。

○委員長

次に、97ページ、諸費、老朽危険家屋解体工事について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

老朽危険家屋関係の質問を3つ続けてさせていただきます。まず97ページ、老朽危険家屋等解体工事について、お尋ねをいたします。この対象となる建物、どのようなものなのかお尋ねをいたします。

○住宅政策課長

老朽危険家屋等の解体工事につきましては、具体的に実施箇所を確定したのではなく、近年、全国的に頻繁に発生しております想定外の災害の原因により、所有者等が不明な老朽危険空き家の崩壊等のおそれが生じた場合などに対応するものとしており、市民の生命や財産へ危険を及ぼす状況になった場合と想定しておりますことで、対応が必要となった家屋等を対象としております。

○田中裕委員

それでは計上されております390万円、これは何件分の予算になるのかお尋ねいたします。

○住宅政策課長

1件分でございます。

○田中裕委員

それでは、過去に市が代執行を実施した件数、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○住宅政策課長

本年度を含めまして、4件でございます。各実施内容につきましては、平成27年度に西町において略式代執行1件、平成28年度に西町において行政代執行1件、平成30年度に伊岐須で略式代執行1件、本年度は菰田西3丁目で略式代執行を実施いたしております。

○田中裕委員

すみません、今のご答弁の中で確認なんですけれども、代執行の中に略式代執行、また行政代執行という答弁がございましたが、この略式代執行、行政代執行、どのような違いなのかお尋ねいたします。

○住宅政策課長

まずは、行政代執行についてお答えいたします。行政代執行は相続人を含む所有者を特定できている場合に実施いたしております。また略式代執行につきましては、相続人を含む所有者の特定ができていない場合に実施しているものであり、一部が特定できない場合も含むものとしております。

○田中裕委員

行政代執行は、所有者が特定されている、略式代執行は所有者が特定されていないというご答弁でございましたが、先ほどの答弁で、行政代執行をされているところが1件ございます、西町ですね、28年度。この行政代執行された、この西町の方、市が取り壊して後で請求をするという、そのような仕組みだと思いますが、この西町の行政代執行された分、返済というか、それはいただいているんでしょうか、お尋ねします。

○住宅政策課長

分納でございますけれど、毎月いただいております。

○委員長

次に、97ページ、諸費、老朽危険家屋解体撤去補助金、同じく97ページ、諸費、家屋等補償費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

すみません、ちょっと順番を変えさせていただきます、家屋等補償費のほうからお尋ねをいたします。320万円計上されておりますが、この内容について、お尋ねをいたします。

○住宅政策課長

家屋等補償費につきましては、市の代執行により老朽危険空き家等の解体工事を実施した際に、周辺の母屋に被害を与えた場合、工事完了後に家屋事前調査等により、被害の状況が確認

が明らかになった部分への補償費でございます。

○田中裕委員

それでは、この320万円の件数、何件分の件数を計上されてるのか、お尋ねいたします。

○住宅政策課長

家屋補償費につきましては、3件分でございます。さきにご説明いたしました答弁内容に関連いたしますが、具体的に老朽危険空き家、解体工事実施箇所を確定し、想定したものではなく緊急に対応を求められたことを想定したものでございます。

○田中裕委員

それでは320万円、3件分ということは1件当たり約100万円という単純な計算になるかと思いますが、これは行政代執行で解体された、その解体された家の三方が隣接しているその3件分という考え方でいいんですか。

○住宅政策課長

今議員がおっしゃるとおり密集地で解体した場合について想定しておりますことで、3件分を想定しております。

○田中裕委員

同じく97ページ、老朽危険家屋解体撤去補助金について、お尋ねいたします。まず、制度の内容についてお尋ねいたします。

○住宅政策課長

生活環境保全及び安全安心な防犯防災のまちづくり推進を図るため、老朽化した危険な空き家を除却する場合に、飯塚市老朽危険空き家解体撤去補助金交付要綱により、補助金を交付しているものでございます。対象となる建築物は、主な要件として、危険度を判定する調査により100以上に該当すること、所有者以外の権利設定がされていないもの等となります。また補助金につきましては、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度といたしております。

○田中裕委員

確認ですけれども、この補助金に対しては、所有者からの申請ということですよ。

○住宅政策課長

主に所有者から及び親族の方のご相談内容から支出しているものでございます。

○田中裕委員

それでは、この補助金を活用して、過去の交付件数について、どのくらいあるのかお尋ねいたします。

○住宅政策課長

平成28年度から平成30年度までの実績でお答えいたします。平成28年度につきましては16件、平成29年度につきましては12件、平成30年度につきましては12件でございます。なお、本年度につきましては、令和2年1月末現在、17件となっております。

○田中裕委員

それでは、ここに計上されております1千万円の内訳、単純に計算すれば上限50万円ですから、20件分であろうとは思いますが、そのような認識でよろしいですか。

○住宅政策課長

今委員がおっしゃいますとおり、上限50万円の20件分を想定し、計上いたしております。なお、事業費の50%が国の社会資本整備総合交付金の対象となっているものであります。

○委員長

次に同じく97ページ、諸費、空き家等対策事業費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

同じく、内容としては老朽危険家屋の解体補助金についてになるんです。この制度自体に関

して、以前より所得制限を設けていないことから、資力がある方への補助金を交付している現状制度について、疑義を申し述べておりました。改めてお聞きますが、どのようにお考えですか。

○住宅政策課長

空き家対策の推進に関する特別措置法におきまして、第一義的な責務としましては、空き家等の所有者等の適切な管理責務と定めておりますが、現状といたしまして、居住等をしていないことで、切迫感が余り感じていないことにより、処分等の方針を固めないまま時間の経過により相続が発生し、結果、老朽危険空き家がそのまま放置されているケースが見受けられております。そのようなことで、今現在、補助金の設置というのを所得要件等は設けておりませんが、危険空き家を除去するというのが目的でございますので、今のところは、今の制度で考えております。

○江口委員

今後とも要件を見直す考えはありませんか。

○住宅政策課長

今後、全国的に所有者等が老朽危険空き家を放置することへのリスクの大きさの意識が高まり、所有者等の要望により、制度を創設する市町村がふえることにより、国の交付金も厳しくなる可能性がございます。その場合、限られた一般財源ではございますので、公費を充てる必要性の観点において、要件等の見直しは発生をするものかと考えております。

○江口委員

国の補助の分が変わるかもしれないんだけど、他方では市の財政もそんなに豊かというわけではないんです。そしてまた当然のことながら、持つてる人に補助することの妥当性を考えると、やはりその点については見直さざるを得ないと考えています。現状においても要綱の中で、2分の1以内でやれるわけですよね。そうすると資力がある方に関しては、2分の1ではなくて、10分の1であるとか5分の1であるとか、そういう形もあるでしょうし、進まないのであれば、その老朽危険家屋について公表をして、そういった面で実質的なペナルティを与えることで、除却をしていただくことを進める、そういったことが考えられると思いますので、その点を含めて、再度検討していただきたいとお伝えしておきます。

○委員長

次に、101ページ、賦課徴収費、コンビニ収納代行手数料について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

101ページ、コンビニ収納代行手数料について、お尋ねをいたします。まず件数は、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○税務課長

コンビニ収納の件数について説明させていただきます。本市におきましては、平成28年度からコンビニエンスストアでの市税等の納付ができるようになりました。市県民税、固定資産税、軽自動車税について、コンビニエンスストアを利用した納付書の枚数による件数を述べさせていただきますと、平成28年度4万2100件、平成29年度4万6134件、平成30年度5万2379件、令和元年度12月末現在、5万4957件となっております。令和元年分については随期課税を除くとどの税目も納期期限が過ぎておりますので、今後の利用者数の大幅な増加見込みはありません。令和2年度当初予算計上額につきましては、予算編成時までの直近1年間、平成30年10月から令和元年9月までの実績同額としており、5万5205件を見込んでおります。

○田中裕委員

それでは、利用件数の伸び率はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○税務課長

利用件数の伸び率が平成30年度は前年比13.5%でしたが、令和元年度は前年比4.9%となっております。

○田中裕委員

それでは、今回計上されております348万4千円の予算計上でございますが、この予算が足りなくなった場合、どのようにされるのか、お尋ねいたします。

○税務課長

手数料不足の際には、予算流用もしくは補正予算により対応させていただきたいと考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:58

再 開 16:08

○委員長

委員会を再開します。次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。

○田中裕委員

72ページ、庁舎管理運営事業費の光熱水費についてお尋ねをいたします。通告外でございませうけれども、よろしくお願ひします。きょうも12時になりましたら、総務課のほうから、「事務に支障のない課は昼休みの消灯をお願いします。」という放送が流れました。市役所庁舎では、現在昼休みの消灯を行っておりますが、その目的また節電効果、これはどのようになっているのかずっと気になっておりましたので、ここで聞かせていただきたいと思います。

○総務課長

本庁舎における昼休みの消灯につきましては、節電を目的に、業務に支障がある場合を除いて、本庁舎のみならず、飯塚市役所全体で取り組んでおります。この節電という目的は、経済的な意味もございませうが、実は経済産業省から毎年2回、省エネルギーの取り組みについてという通知の中で、小さな項目ではございませうが、昼休みは業務上特に照明が必要な箇所を除き、消灯を図ることという要請がなされております。この要請の目的は御承知のとおり、3年ほど前に発効いたしました温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みでございませうパリ協定におきまして、我が国の取り組みといたしまして、温室効果ガスを2030年には2013年比で26%削減しようとする目標の達成にあります。そこで、昼休みの消灯で、例えばこの委員会室を例にとりますと、九州電力さんのアドバイスをいただきまして試算をしてみました。このLED照明1基の消費電力が47.5ワットで28基でございませうので、昼休み1時間を開庁日に毎日消灯すると仮定いたしますと、ざっくりではございませうが、1年間で約57立方メートルのCO₂が削減できるようでございませう。この57立方メートルの量と申しますのは、この委員会室の空間の約10分の1の容積に当たりますので、少し乱暴な計算かもしれませんが、同様の照明を使っているフロアでは、年間で部屋の空間の1割ほどの容積に当たるCO₂の削減になると考えられます。このように、昼休みの消灯だけを見ればまことに微力ではございませうが、全国レベルでは、民間の事業所を含め、容易に取り組むことができる大変ポピュラーなものでございませうことから、職員や来庁者の意識に働きかけることで、家庭や地域への節電意識の拡大につながる効果は、意外に大きいのではないかと考えております。

○田中裕委員

パリ協定の実運用が2020年から始まっております。パリ協定の目標達成のためには、国や事業所だけではなく、私たち国民一人一人の取り組みも不可欠であると思っております。今、具体的に節電してどのくらいの効果があるのかというものを具体的な数値で示していただきました。1時間の節電で、10分の1のCO₂が削減できるというご答弁でございました。パリ

協定の目標では、我が国は、2030年には2013年度比で26%削減するという目標でございますが、その3分の1強が1時間の消灯で達成できるということでございます。環境対策というのは、私一人ぐらいはという思いから、私一人かなという意識改革から始めなくてはならないと思っております。同僚議員も電気をパチパチパチパチと消して回る議員がおります。私はそれをパパパとつけて回っておりましたので、きょうから、今ご答弁聞きましたので、私一人からでも始めていきたいと思っております。

○委員長

先ほど保留していました質疑に対する答弁の用意ができたとのことですので、答弁を求めます。

○人権・同和政策課長

大変失礼しました。補助金の積算における人件費の内容でございますけれども、まず、部落解放同盟飯塚市協議会、こちらのほうにつきましては、人件費としまして、専従役員給与、それから通勤費、保険料、非常勤役員行動費ということで、合計が849万1200円ということになっております。また、全日本同和会のほうにおきましては、役員専従行動費ということで、それぞれ支部長、副支部長、会計、執行委員、監査ということで出てきております。合計で72万8千円ということになっております。

○委員長

川上委員、質疑をお願いしていいですか。

○川上委員

今の内訳を要求したんだけど、答弁をしたくないということなのか、もう資料で要求しましょうか、どっちがいいですか。

○人権・同和政策課長

大変失礼しました。まず、部落解放同盟飯塚市協議会人件費の専従役員給与、こちらのほうでございますけれども、積算の金額は704万円、また、通勤費については9万1200円、保険料につきましては100万円、それから、非常勤役員行動費につきましては36万円、こちらのほうをトータルしますと849万1200円、およそ849万1千円ということになります。また、全日本同和会のほうにおきましては、専従役員行動費ということで、それぞれ支部長がひと月1万6千円、副支部長が8千円、会計が8千円、執行委員が4千円、監査が4千円ということになっております。

○川上委員

部落解放同盟の研修費が500万円を超えておるようですが、どういう研修をするんですか。

○人権・同和政策課長

この500万円を超える研修費につきましてでございますけれども、まず昨年度の研修参加人数につきましては、延べ753人が研修に参加しております。用務地につきましては、昨年度128カ所ということになっております。そのうち、内訳としましては、市内が75カ所、市外、いわゆる県内につきましては36カ所、県外では17カ所ということで、各種大会や研修会、こういったところに行って研修を行っておるということでございます。

○川上委員

会場費とか講師料とか、そういうので500万円を使ったんですか。

○人権・同和政策課長

主な支出の内容でございますけれども、旅費、及び日当、こういったもので使っておられます。

○川上委員

じゃあ、ことは予算で500万円の内訳を聞かせてもらっていいですか。

○人権・同和政策課長

内訳としましては、基本的には決算または相手方予算に基づいて予算を編成しておりますので、来年度補助対象とする出張先、また研修先がどこといったところでの積算ではなく、今までの実績に基づいたところで積算のほうをさせていただいているところでございます。

○川上委員

投げ渡しと。それで、追加資料25ページに団体補助金の推移が部落解放同盟と同和会委員のそれぞれについてあります。これはどういうふうな特徴があるのでしょうか。特に人件費が、その中に占める割合がどういうふうに変化したのか。それから、研修費は変わってないようですね、全然。どう分析しているのか、どういうつもりでこんな予算計上になったのか、決算し、予算計上するのか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

手元のほうで、人件費の細かい推移というのはちょっと持つてはおりませんが、現在予算計上をさせていただいている分であれば、人件費のほうは大体約42%、総補助金額に占める割合のほう約42%。昨年度におきましても同じような形で約42%ということで、それ以前の分についてはちょっと今、当初からの推移というのは手元にない状態でございます。また、こういった形で推移していることについてでございますけれども、平成21年12月に補助金等の見直しに関する指針のほうが出されまして、この指針の中で事業費補助への移行を進めると行った中で、旅費の見直しや研修費の削減等により減額が進んできたものというふうにとらえております。

○川上委員

人件費とそれから研修費という名を借りた個人に行くお金、それから会議費という名前の個人に行くお金、これを全部合わせると大体67%プラス会議費ぐらいの、要するに7割以上は、特定の個人に七百五十何人というのは延べですからね。特定の個人の懐にいくお金と。それを飯塚市はそれぞれの名称にして、税金で充当したいという予算を計上しているということがわかります。それで、監査委員の2年おきの財政援助団体に対する監査があつてますけど、繰り返し、同趣旨の意見を受けているわけですが、今回の人件費及び研修費についてどういう指摘があり、是正をしているのかお尋ねします。

○人権・同和政策課長

ご質問の監査の指摘についてでございますけれども、この部分につきましては平成24年度、26年度、28年度、30年度とご指摘のほうを受けております。その中で、平成28年度につきましては、この補助要綱のほうが平成27年7月に制定をしておりました。平成28年度の監査指摘におきましては、補助金交付要綱は整備されたが、補助対象経費があいまいであり、改善されていないため、補助事業の正当性を確保する観点から、補助対象事業を明確にしてくださいといった内容のご指摘を受けております。また、平成30年度には、局長指摘事項として、前回指摘した補助金交付要綱の改正に至っておらず、整備を行われないといった内容のご指摘を受け、平成30年12月に従来、補助対象経費として、事業としては第3条、資料のほうでお示ししております3項目の事業のほうを従来から示していたところでございますけれども、それぞれ補助対象経費の明確化としまして、先ほど冒頭お答えさせていただきました人件費、事務局費、会議費、専門部及び支部活動費及び研修費について、補助対象経費として明確化のほうをして改正を行ったものでございます。

○川上委員

人件費に関する指摘はないんですか。

○人権・同和政策課長

こちらのほうの要綱のほうを改正しましたのが平成30年12月でございます、その後はまだ監査のほうはこちらのほうがあつておりませんので指摘といったものはございません。

○川上委員

監査についてもそのレベルの認識でよいのかという気もするんだけど、こういうふうには個人の身について行くお金を補助金として、市民の税金で充当していく積算根拠に基準として入れておくということが大問題だと思うんだけど、その部落解放同盟、市の施設を事務所として活動しています。市政運営の深い関与がどういふふうになっておるかを見るために、お尋ねするんですけども、部落解放同盟及び同和会の代表が参加している市の審議会、諮問機関などの附属機関等、どういったものがあるか示してください。

○人権・同和政策課長

ご質問の市のほうで設置しております各種審議会やまた協議会こういった諮問機関のほうに部落解放同盟飯塚市協議会のほうから、どういった会議のほうに選出があつているのかというふうなご質問だと思います。しかしながら現在、詳細を調査したものというのをございませんで、内容については把握のほうはしておりません。

○川上委員

最後に、市長、私はこの補助金団体、部落解放同盟と片峯市長の間で、選挙協力協定を結んでいないと承知しておりますけど、間違いないですか。

○市長

おっしゃるとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、「第1款 議会費」及び「第2款 総務費」についての質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休 憩 16 : 27

再 開 16 : 27

委員会を再開します。お諮りいたします。「議案第5号」については、本日の審査をこの程度にとどめ、明3月12日午前10時から委員会を開き、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

これをもちまして、令和2年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。